No.169
発行日
令和4年2月15日

写真／田沢湖スキー場

REAL PARTNER

秋田宅建会報

(公社)秋田県宅地建物取引業協会
(公社)全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL(018)865-1671㈹ FAX(018)865-1670
発行人 会長・本部長 赤田英博
編集人 運営業務委員長 金子敬司
印 刷 株式会社くまがい印刷

秋田宅建会報

CONTENTS

新年のご挨拶 …… 1

紙上研修 …… 2

2021年度定時総会 …… 8

2020年度第5回理事会・幹事会 …… 8

2021年度第1回理事会・幹事会 …… 9

2021年度第2回理事会・幹事会 …… 9

TAKKENクエスト …… 11

各種お知らせ …… 12

入会・退会・会員名簿変更情報 …… 17

秋田レインズ物件種類別在庫数 …… 24

新年のご挨拶

（公社）秋田県宅地建物取引業協会
（公社）全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
会長・本部長　赤　田　英　博

皆様、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。長引くコロナ禍で依然として会務も影響を受けておりますが、会員皆様のご理解とご協力により円滑に運営が出来ておりますことに深く感謝申し上げます。

本年も、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、近年の人口減少、少子高齢化などによる空き家問題、気候変動によると思われれる自然災害の多発、そしてコロナ禍で進んだ急速なリモート化などにより、働き方や新たな生活観をかなえる住生活の多様化など、わが業界を取り巻く環境は大きく変わってきております。こんな中、国の住生活基本計画が見直され、新型コロナウイルスの感染拡大を受けたテレワークによる「職住一体・近接」の住環境整備や、デジタル田園都市国家構想では、地方の魅力を維持しながら、都市と変わらない利便性を確保し、仕事・教育の機会を充実させようとする政策が打ち出され、地方と都市のあり方は今、新しい局面に入ったようです。自然資源に恵まれ多彩な伝統文化を持つ秋田のくらしが、移住・定住や地域創成の一翼を担う関係人口の増加に結び付き地元の発展に繋がるよう期待しております。

全宅連では、改正宅建業法による売買・賃貸ともに非対面取引に備えた電子契約システムやBtoB機能を充実させた新流通システムの導入など、日々進化するテクノロジーとともに会員サービスの充実に努めております。試行錯誤していくことと思われますが、不動産流通の円滑化や活性化に繋がるよう、鋭意取り組んで参ります。

これからも、会員皆様の声に耳を傾けながら本会運営を一層充実させ、不動産業界の発展に尽力して参りたいと考えておりますので、一段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年が会員皆様にとりまして、すばらしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

紙上研修
Paper training

[水害ハザードマップの重要事項説明]

昨年、宅地建物取引業法施行規則改正により、重要事項説明において「市町村が提供する、水防法に基づくハザードマップ」の説明が義務付けられましたが、当機構に寄せられる電話相談において、「どう記載したらいいのか迷っている。」との話をよく聞きます。 重要事項説明の記載・説明や調査において注意をしておきたい点について、国交省の「宅地建物取引業法施行規則の一部改正（水害リスク情報の重要事項説明への追加）に関するQ＆A」等に基づき、簡略にご紹介します。

1．水害ハザードマップの重要事項説明の記載・説明

(1) 水害ハザードマップの「有・無」の記載

宅建業法35条で説明が義務付けられているハザードマップは、

ア）市町村が提供する、
　　かつ、
イ）水防法に基づく、
　　かつ、
ウ）洪水・雨水出水（内水）・高潮
　　の水害ハザードマップです。

水害ハザードマップの「有・無」の記載は、上記ア～ウの要件を全て満たすハザードマップがある場合についてのみ、「有」にチェックを入れ、それ以外※は「無」にチェックを入れます。（「有・無」は必ず記載する必要があるので、斜線はしないでください。）

※　市町村が提供する水防法に基づかない水害ハザードマップ、市町村の提供はないが都道府県が提供する水防法に基づく水害ハザードマップは、業法35条の説明対象となる（上記ア～ウの要件を全て満たす）マップに該当しないので、当該マップがあっても、マップの「有･無」は「無」と表示します。

(2)「水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地」の記載及び説明方法

「別添ハザードマップ参照。」等と記載し、ハザードマップを提示しながら、当該マップで取引不動産の位置を示す（概ねの位置に印をつける等）ことにより説明をします。

(3) 注意しておきたい点

・河川ごとに水害ハザードマップが作成されている場合は、全ての河川について、マップの添付・説明が必要になります。また、「浸水想定区域」と合わせて「浸水想定時間」が作成されている場合は、両マップについて添付・説明が必要です。

・水害ハザードマップがある場合は、取引不動産が浸水想定区域外にある場合でも、マップは「有」とし、マップ上で位置の説明をする必要があります。（この場合、顧客が「浸水想定区域外だから水害リスクはない。」と誤認しないよう配慮が必要です。）

・顧客よりハザードマップ（浸水想定区域等）について、より詳細な説明が求められた場合は、マップを作製した市町村の窓口に直接問い合わせをするよう案内をします。（重要事項説明書に、「ハザードマップ記載の内容については、今後変更されることがありますので、あらかじめご承知おきください。ハザードマップ記載の詳細な内容については、当該水害ハザードマップを作

成した○市にお問い合わせ下さい。」等と記載しておく方法が勧められます。)

2．市町村のハザードマップ調査での注意点

・市町村によっては、宅建業者向けに、ＨＰに水害ハザードマップを使用する際の留意事項(掲載のマップが水防法に基づくものか等）を載せている場合があります。HP でのマップの調査の前に、宅建業者向けの案内がないか、確認をしてみて下さい。

・HP 掲載の水害ハザードマップは、最新のものとして取り扱うことができますが、マップは時々更新されます。取引の都度、最新時点のマップであるか確認をして下さい。
また、マップは作成時点の確認をしてください。市町村によっては、HP 内に作成時点が異なる複数のマップが混在している場合があるので注意をして下さい。

(ご参考)
国土交通省 HP　宅地建物取引業法施行規則の改正について
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000074.html
宅地建物取引業法施行規則の一部改正（水害リスク情報の重要事項説明への追加について）に関するＱ＆Ａ
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001354700.pdf

(一財）不動産適正取引推進機構
メルマガ第 175 号「今月の視点」から転載
2021 年 6 月 1 日配信

[定期借家契約]

定期借家契約の契約更新がない旨の特約に関し、借地借家法38条2項所定の事前説明が行われたかが争われた事案において、説明を委任した媒介業者が重要事項説明にて事前説明をしたとする貸主の主張につき、貸主が媒介業者に事前説明の代行を委任した証拠はないなどとして、同契約の契約更新がない旨の特約は無効と判断された事例

(東京地裁 令和2年3月18日判決 ウエストロー・ジャパン)

1 事案の概要

平成25年2月21日、貸主X(原告・法人)と借主Y(被告・法人)は、事務所ビルの一室(本件建物)につき、賃貸借期間を平成25年3月13日～平成30年3月12日とする、定期建物賃貸借契約(本件契約)を締結した。 本件契約に際し、媒介を行ったA(媒介業者)はYに対して「賃貸借の種類:定期建物賃貸借契約、※更新がなく,新たな賃貸借契約を締結する場合を除き期間の満了をもって契約は終了します。(借地借家法第38条)」(本件重説記載)と記載した重要事項説明書の交付・説明を行ったが、XよりYへの、賃貸借は契約の更新がなく期間満了により賃貸借が終了する旨(本件特約)の、借地借家法38条2項所定の書面(事前説明書)の交付・説明(事前説明)はなかった。

平成29年9月、XがYに、期間の満了により本件建物の賃貸借が終了する旨の通知をしたところ、Yは「事前説明がなかったことから、本件契約は法律上は定期建物賃貸借契約でなく通常の賃貸借契約と見做されるとの見解を、複数の法律事務所から受けた。」として、本件契約の終了を拒否した。 当初Xは、事前説明に瑕疵があったとして、円満解決による契約の終了をYに申し入れていたが、重要事項説明書が事前説明書を兼ねることが可能である旨の平成30年2月28日付国土交通省通知(国交省通知)の発出を知り、「Yへの事前説明は、Xが委任したAが本件重説記載にて行っているから本件特約は有効」として、改めてYに退去を求め、しかしYに拒否されたことから、本件契約の終了及び建物の明渡しを求める訴訟を提起した。 Yは、「Yに対して、貸主が行う事前説明を宅建業者が行う場合に必要な、XからAへ代理権が授与されていること、Aの重要事項説明が事前説明書を兼ねることの明示や説明はなかった。国交省通知の発出までは、重要事項説明書が事前説明書を兼ねることができないとの見解が一般的であった。」などとして、本件特約は無効と主張した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示し、Xの請求を棄却した。

(1) 契約の更新がない旨を定める建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、その建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない(借地借家法38条2項)。建物の賃貸人がその説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効となる(同条3項)。

(2) ここに、事前説明は、建物の賃貸人に課せられた義務であり、宅地建物取引業者がなすべき重要事項説明をもって当然に代替されるものではない。そして、本件において、XはAに対し、媒介を依頼したが、XとAとの間で事前説明の代行までその準委任事務に含めていたことを示す客観的証拠資料は見当たらない。事前説明と重要事項説明の主体及び法令上の根拠の別を前提としつつも、

事前説明の代行が取引慣行として媒介事務に含まれていること又はXとAとの間では含まれていたことを認めるに足りる証拠もない。また、本件重要事項説明書をみても、Xがなすべき事前説明がAの代行により行われたことは何ら記載されていない。本件重要事項説明の際、YにおいてXからの事前説明も受けていることを認識していたことを示す客観的証拠資料は見当たらない。

XはAに対して「包括的な代理権」を授与したと主張するが、その内実についてのXの検討はそもそも説得的なものではなく、客観的裏付けもないので、採用できない。

(3) 以上によれば、そもそもXが説明主体となっていたことを認める証拠はないことから、本件賃貸借契約において、契約の更新がないとする旨の定めは無効であり、Xの請求にはいずれも理由がないからこれを棄却する。

3 まとめ

借地借家法38条2項は、定期建物賃貸借契約を締結する借主に、契約には更新がなく期間の満了により終了することを理解させるための情報提供のみならず、更に事前説明書の交付を要求することで、契約更新に関する紛争を未然に防止する趣旨であり、事前説明書は、借主が「賃貸借契約に更新はなく、期間の満了により終了する。」と認識しているかどうかにかかわらず、契約書と別個独立の書面であることが必要とされています。(最一判 平24・9・13 裁判所ウエブサイト)

宅建業者の重要事項説明書が事前説明書を兼ねることが可能かについては、国土動第133号・国住賃第23号 平成30年2月28日付国土交通省通知において、「賃貸人から代理権を授与された宅建士は、『①当該賃貸借が、法第38条第1項の規定に基づく定期建物賃貸借で、契約の更新がなく、期間の満了により終了すること、②重説の交付が、法第38条書面の交付を兼ねること、③貸主から代理権を授与された宅建士が行う重要事項説明は、貸主の法38条第2項に基づく事前説明を兼ねること』を記載した重要事項説明を行うことにより、貸主の代理として事前説明書の交付及び事前説明を行うことが可能」である旨が示されています。

本件は、Xが説明主体として、貸主の義務である事前説明をしていないとして、本件特約は無効と判断されたものですが、上記国交省通知に照らしても、Aの本件重説記載のみでは、その要件が不足していることになります。(Xは控訴しましたが、その後、Xが立退料を支払い、Yが本件建物を明け渡すことで和解をしています。) 宅建業者及び宅建士においては、貸主の代理として、重要事項説明と兼ねて事前説明書の交付・説明を行う場合、その説明等に瑕疵があれば、定期借家契約の契約更新がない旨の特約が無効となる危険があること、そのため上記国交省通知で必要とされる手続きや記載要件は漏らしてはならないことについて、十分認識をしておく必要があります。

(一財) 不動産適正取引推進機構
メルマガ第179号「最近の判例から」転載
2021年10月1日配信

[売買契約の成立]

申込証拠金授受の時点で事実上不動産売買契約が成立したとする売主の主張を棄却した事例
(東京地判　令2・6・23　ウエストロー・ジャパン)

1　事案の概要

平成30年1月9日、本件土地建物の売買について、買主X（原告、法人）は、購入価格として5,000万円の提示を、売主Y（被告、宅建業者）にしたところ、Yは、商談を開始するためには200万円の預託をするようXに申し入れた。同月10日、XとYは、預託金2百万円及び下記内容の「商談申込書・預り証書」を授受した。

＜商談申込書の概要＞

Xは次の条件で買受けを希望し、申込証拠金2百万円を添えて本書を差し入れる。

・売買価格：5千万円

・売買条件、その他の条件：別途協議

・申込証拠金取扱：成約の場合は売買代金の一部に充当、成約に至らない場合は全額無利息にて返還する。

・有効期限：2018年1月25日まで

＜預かり証書の概要＞

金2百万円本件不動産の商談申込証拠金としてお預りいたしました

・売買交渉金額：5千万円

・交渉が成立の場合：売買代金の一部に充当し、その返還はない

・交渉が不成立の場合：申込証拠金は無利息にて速やかに返還

同年7月13日、XがYに商談の前提として建物の内覧を申入れ、Yがこれを了承した。同年8月14日、Xが内覧を行ったところ、本件建物には水道が引かれていないこと、配管の経年劣化が著しく全て交換が必要な状況であることを知り、建物の改修に過大な金額が必要と判断し、その翌週、Yに買取りの断念と、申込証拠金2百万円の返還を求めた。しかしYは、2百万円は手付金として受領したなどしてその返還を拒否し、また平成30年9月5日には返金拒絶の通知書をXに送付したため、Xは申込証拠金の返還と、これに対する年6％の金員支払いを求める本件訴訟を提起した。

2　判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を認めた。

Yは平成30年1月10日に、遅くとも同月25日の経過をもって、本件不動産の売買契約が成立し、2百万円は売買契約の手付金として授受されたと主張する。しかしながら、X及びYの交渉経緯や商談申込書及び預り証書の記載内容をみると、XとYの間に成立した申込証拠金預託契約の内容を反映したものということができ、この認定を覆すに足りる事情は見当たらない。以上に加えて、不動産の売買契約では、取引対象の重要性に加え、売買代金も往々にして多額になることなどに照らして、代金支払時期や方法、権利移転の時期や危険負担など契約条件についての当事者間の合意内容を明確にすべき要請が高いことから、契約書を作成するのが通常であり、本件において敢えてこれを省く合理的な理由は見当たらないこと、Yは宅建業者であるところ、Yが売買契約成立を主張する時期に、Xに宅建業法37条1項所定の書面や、同法35条6項、1項所定の重要事項説明書を交付した形跡がないこと、YがXに平成30年9月5日付けで2百万円の返金を拒絶しているところ、その通知書においては、その理由について、同年1月末までに本契約を締結するとの約束であり、

そのために借地権者や道路所有者などと話合いをしてきたにもかかわらず、Ｘの態度がはっきりしないまま半年以上が経過したため、放置するわけにもいかず、商談申込証拠金は不動産媒介代金の一部内金として受領したなどと述べており、売買契約が成立したことを前提に２百万円を手付金として受領した旨の記載はないことなどに照らすと、ＸとＹの間で本件不動産を対象とする売買契約が成立したと認めることはできない。従って、売主の主張はいずれも採用することができず、買主の売主に対する請求は全部理由がある。

３　まとめ

不動産売買の交渉をしていたが、買主が売買契約の締結を断ったところ、売主宅建業者から「売買契約は既に成立している」、「預り金は手付金になっているから没収する」などと主張されるトラブル事例が見受けられます。宅地建物取引業法においては、契約の成立前に授受される申込金、申込証拠金、契約証拠金等は名目の如何に関わらず、預り金として取扱われ、申込者から申込みの撤回があったときに、売主宅建業者がすでに受領した預り金の返還を拒むことを禁止しており（業法第47条の２第３号、同法施行規則第16条の12第２号、解釈・運用の考え方第47条の２第３項関係）、預り金の返還を拒む行為は業法違反により行政処分の対象となります。申込みの撤回と契約の成立をめぐる関連事例としては、「売渡証明と買付証明の授受後に買主が購入を取り止めたが、証明の授受により直ちに売買契約が成立するものでないとされ、売主の売買契約成立の主張が棄却された事例」（H2・4・26大阪高裁　判例時報1383-131）、「事前調印により買主が売買契約書に記名押印後に契約をキャンセルしたが、手付金の交付がされていないこと、売主が署名押印した契約書が買主に交付されていないことなどから売買契約は成立していないとされた事例」（H21.2.19東京地裁、RETIO081-82）、「中古マンションの買主が、内金（契約着手金）振込後に購入を取り止めたが、売主は内金を返還しなかった点について、売買契約は成立していないとされ、内金の返還が認容された事例」（H26.12.18東京地裁、RETIO100-114）などがあるので参考にしてください。

（一財）不動産適正取引推進機構
メルマガ第181号「最近の判例から」
2021年12月1日配信

2021 年度定時総会（第 54 回総会）

令和 3 年 5 月 28 日（金）　秋田キャッスルホテル　放光の間

会場出席　19 名
書面表決 312 名
委任状　　14 名
合計　　344 名

提案事項

1.　2020 年度事業報告承認の件
2.　2020 年度財務諸表及び収支計算書承認の件

報告事項

1.　2021 年度事業計画報告の件
2.　2021 年度予算報告の件

要　旨

昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、総会招集通知に於いて議事の短縮を図るとともに、出席をご遠慮いただきたい旨ご案内したところ、一般会員の出席希望者なく書面表決にて定足数に足る正会員の出席で本総会が成立し、議案承認に必要な賛成の議決件数を得て終了しました。

第５回理事会・幹事会

令和 3 年 3 月 18 日（木）秋田県不動産会館
（対面及び WEB）

理事・幹事　24 名出席
監事・監査　　2 名出席

審議事項

1．2021 年度事業計画（案）及び予算（案）について
2．予算・決算の配賦率について
3．規程の一部改正（案）について
　①定款施行規則
　②ＩＴ化準備資金取扱規程

要　旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。
県の指導により会費収入及び入会金収入の配賦率が見直され、定款施行規則に盛り込むことが了承されました。IT 化準備資金は、リモート会議等に必要な機材の購入資金として全額費消されたため、引き続き上限額を定め積立を継続することとしました。

第１回理事会・幹事会

令和３年４月23日（金）秋田県不動産会館
（対面及びWEB）

理事・幹事　23名出席
監事・監査　３名出席

審議事項

１．2020年度事業報告及び決算報告について
２．規程等の一部改正（案）について
　①運用収益に係る規程の一部改正（案）について
　②特定資産の積立限度額に係る規程の一部改正（案）及びその積立期間の変更（案）について

要　旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。

運用収益の経理処理を会計基準に準拠したものに改めるとともに、建設関係費の高騰などを考慮し将来の安定財源確保のため、関連する積立金額の上限を引き上げ、積立期間を延長することが報告され了承されました。

第２回理事会・幹事会

令和３年12月２日（木）ホテルメトロポリタン秋田
（対面及びWEB）

理事・幹事　24名出席
監事・監査　２名出席

審議事項

１．2021年度上期の事業報告及び決算報告について
２．選挙管理委員会及び監事選考委員会の設置について

要　旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。

2022年度は役員改選期にあたるため、その業務を所管する特別委員会の設置及び委員の選任について会長へ一任することで了承されました。

８地区協議会別研修会

コロナ禍でデジタル化が進展する中、ＷＥＢツールなどを利用した不動産業務の最新情報を提供するため、全県一斉にライブ配信による研修会を開催しました。

開催日　　令和３年９月９日(木)

研修科目及び講師
・「ハトマークＷｅｂ書式作成システム」を用いた契約書式の作成手順
　講師：公益社団法人全国宅地建物取引業協会　事業部　係長　川島　大佑　氏
・コロナで変わる住まい探しと不動産業務のスマート化
　講師：アットホーム（株）仙台営業所　中嶋　佳奈恵　氏

会場
大館北鹿地区協議会　プラザ杉の子
能代山本地区協議会　プラザ都
男鹿南秋地区協議会　きりん亭
秋田地区協議会　　ホテルメトロポリタン秋田
本荘由利地区協議会　本荘グランドホテル
大仙地区協議会　　大曲プラザたつみ
横手地区協議会　　よこてシャイニーパレス
湯沢雄勝地区協議会　湯沢グランドホテル

全県研修会

改正法令等の最新情報啓発のため、全県一斉にライブ配信による研修会を開催しました。

開催日　　令和３年11月29日(月)

研修科目及び講師
・改正民法(債権法)施行後のトラブル事例と質問
　講師：深沢綜合法律事務所　弁護士　柴田　龍太郎　氏
・「賃貸住宅管理業者登録制度」及び「人の死の告知に関するガイドライン」の概要
　講師：涼風法律事務所　　弁護士　熊谷　則一　氏

会場
プラザ杉の子（大館市）
プラザ都（能代市）
パーティギャラリーイヤタカ（秋田市）
　※秋田地区協議会及び男鹿南秋地区協議会会員合同
本荘グランドホテル（由利本荘市）
大曲プラザたつみ（大仙市）
よこてシャイニーパレス（横手市）
湯沢グランドホテル（湯沢市）

不動産情報バラエティ
TAKKEN クエスト

コロナ禍での新しい形の不動情報の提供の場として、TV 番組「不動産情報バラエティ TAKKEN クエスト」を制作、住宅や不動産の気になるお金の話から注目の地方移住まで不動産をめぐる情報や話題を一般消費者にお届けしました。

●放送日　AAB 秋田朝日放送／令和 3 年 11 月 6 日（土）　14：30 ～ 15:00
●出　演　MC：柳瀬わかな ／ ねじ（ササキユーキ、せじも）
　　VTR ゲスト：会長　赤田英博

TAKKEN REPORT

各種お知らせ

Web 研修動画配信のご案内

宅地建物取引士及び宅地建物取引業従事者等に対する知識の向上及び宅地建物取引における紛争の未然防止を図るため、業務上参考となる研修用動画及び紙上研修を配信しています。テキストも別途ダウンロードできます。
動画をご利用いただくには、ログイン ID とパスワードの設定が必要となります。
本会ホームページのリンクバナーをクリックして受講して下さい。

不動産キャリアパーソン　受講のご案内

『不動産キャリアパーソン』は、「消費者への適切な情報提供に資する者」の証明として、全宅連が独自に認定付与する任意資格です。
宅地建物取引業に従事する者やこれから従事しようとする者、さらには不動産取引に関わる一般消費者が適正な不動産取引実務の知識を学習するための研修制度として創設されたのが「不動産キャリアサポート制度」で、その学習成果を認定するのが「不動産キャリアパーソン」資格です。
内容は、取引実務において必須である基礎知識を分かりやすく解説しており、取引の流れに沿って体系的に学習できるようまとめられております。また、その内容を具体的にイメージできるよう、インターネット上で視聴できる講義動画も用意されております。ご興味のある方は、全宅連のホームページを見られるか、本会事務局にご連絡下さい。

■受講対象
宅建業従業者、経営者、宅地建物取引士、消費者問わずどなたでも受講いただけます。
※都道府県宅建協会への新入会員は入会時義務履修（支店入会含む）

■受講料
8,800 円（税込）
※一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承ください。
※上記の金額には、通信教育費用、修了試験受験料（1 回分）、資格登録料が含まれます。

■受講の有効期間
修了試験の修了を含め、お申込み日から 12 か月（再受験含む。期間延長不可。）

■学習教材
テキスト学習とインターネットの講義動画による通信教育

◆ レインズに登録しましょう

依頼主と専属専任媒介契約を締結した場合は契約締結後５日以内に、専任媒介契約を締結した場合は契約締結後７日以内に、レインズへ物件登録することが義務付けられています。また、売主、代理及び一般媒介契約物件も登録できますのでご活用下さい。

◆ ハトマークサイト秋田へ物件情報の提供をお願いします

「ハトマークサイト秋田」の物件登録数を増やすことで、県内物件検索サイト、県内不動産情報ポータルサイトとしての有用性・利便性がより向上します。このことは、消費者の物件探しに直接貢献でき、地域の不動産業者としての信頼向上、ひいては需要喚起にもつながりますので、会員の皆さまからの物件登録をお願い致します。

◆「ハトマークサイト秋田」店舗画像登録のお願い

「ハトマークサイト秋田」では、物件情報の他、不動産会社を探すの項目で会員企業の情報提供を行っております。ネット社会に於いてＷＥＢ上での的確な情報提供は必要不可欠となっており、当協会でもその内容の充実に取り組んでおります。ハトマークサイト秋田に店舗画像を掲載されてない方は、以下の手順に於いて登録下さいますようよろしくお願い申し上げます。不明な点は事務局までお問い合わせ下さい。

■登録手順（当協会のホームページ）

※あらかじめ店舗画像をご用意下さい。

会員の皆様へ（会員ページ）		クリック
物件登録		クリック
ＩＤ 及び パスワード		入力し ログイン
ユーザー管理・設定		タブをクリック
会員店情報管理		クリック
会員店紹介 写真１	未登録	クリック
ファイル名選択	ファイルを選択	クリック
		あらかじめ保存してある画像を選択し 開く ボタンをクリック
登録		クリック
上記の画像を登録してよろしいですか？	はい	クリック
更新		クリック
はい		クリック

※写真２は、不動産会社を探すに掲載されている外観画像（写真１）がクリックされた場合、次の画面で併せて表示される画像です。外観画像（写真１）の他、会社内部画像などの掲載にご利用下さい。その他項目についても、必要に応じ登録して下さい。

◆ 免許更新

宅建業免許の有効期間の満了日の９０日前から３０日前まで

　提出期限が一日でも過ぎた場合、期間満了により従前の免許は失効となります。このことで、業務に支障をきたすばかりでなく、新たな免許取得による協会への再加入等で費用が発生することになりますので、くれぐれもご注意下さいますよう、
お願い致します。

◆ 会員名簿掲載事項に変更があった場合の（免許番号・免許年月日は除く）のお届けをお忘れなく

（「商号又は名称」・「代表者」・「事務所所在地」・「専任の宅地建物取引士」）の変更
■宅建業者名簿搭載事項変更届出書（行政提出用様式３号の４）を行政に提出のうえ、 その写しを所属地区協議会へ提出して下さい。

（「宅地建物取引士」・「従業者」）の変更
■従業者変更届出書（協会提出用紙）を所属地区協議会へ提出して下さい。

（「ＴＥＬ、ＦＡＸ」・「ＵＲＬ、Ｅ－ＭＡＩＬ」）の変更
■所属地区協議会へ連絡して下さい。

◆ 令和４年度　法定講習会のご案内

　令和４年度の法定講習会は下記の日程にて開催致します。対象の方は、是非本会が実施する法定講習会を受講されますよう、よろしくお願い致します。

開催回	開催日	対象者	会場
第１回	令和４年７月24日（日）	新規 更新（宅地建物取引士証又は取引主任者証の有効期限が平成35年１月20日までの宅地建物取引士）の方	秋田キャッスルホテル
第２回	令和４年10月30日（日）	新規 更新（宅地建物取引士証又は取引主任者証の有効期限が平成35年３月31日までの宅地建物取引士）の方	
第３回	令和５年２月12日（日）	新規 更新（宅地建物取引士証又は取引主任者証の有効期限が平成35年８月10日までの宅地建物取引士）の方	

≫ 新規の方：開催日の２ヶ月前までにご連絡下さい。
≫ 更新の方：所定の期日に講習案内を送付致します。
※新型コロナウイルス感染拡大により、実施形態が変更となる場合がございます。あらかじめご了承下さい。

◆ 災害時における民間賃貸住宅提供のお願い

平成 24 年 10 月 24 日、当協会は秋田県と「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結しております。

この協定は、大規模な災害発生時に住宅を失った被災者に対し、会員の協力により民間の賃貸住宅の提供等を行い、被災者の生活再建を支援するというものです。

本業務は、我々住まいの専門家である宅建業者にしかできない貴重な社会貢献事業です。是非とも本主旨を御理解の上、家主の方へもご説明いただき、災害時における本業務の推進にご協力をお願い致します。

Ⅰ．協定の内容

(1)秋田県は、災害が発生し必要と認める場合、当協会に対し、応急借り上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供や住宅の提供について協力を要請します。

(2)当協会は、秋田県からの要請に基づき、会員が有する応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報等の提供を行います。

Ⅱ．住宅供給の大まかな流れ

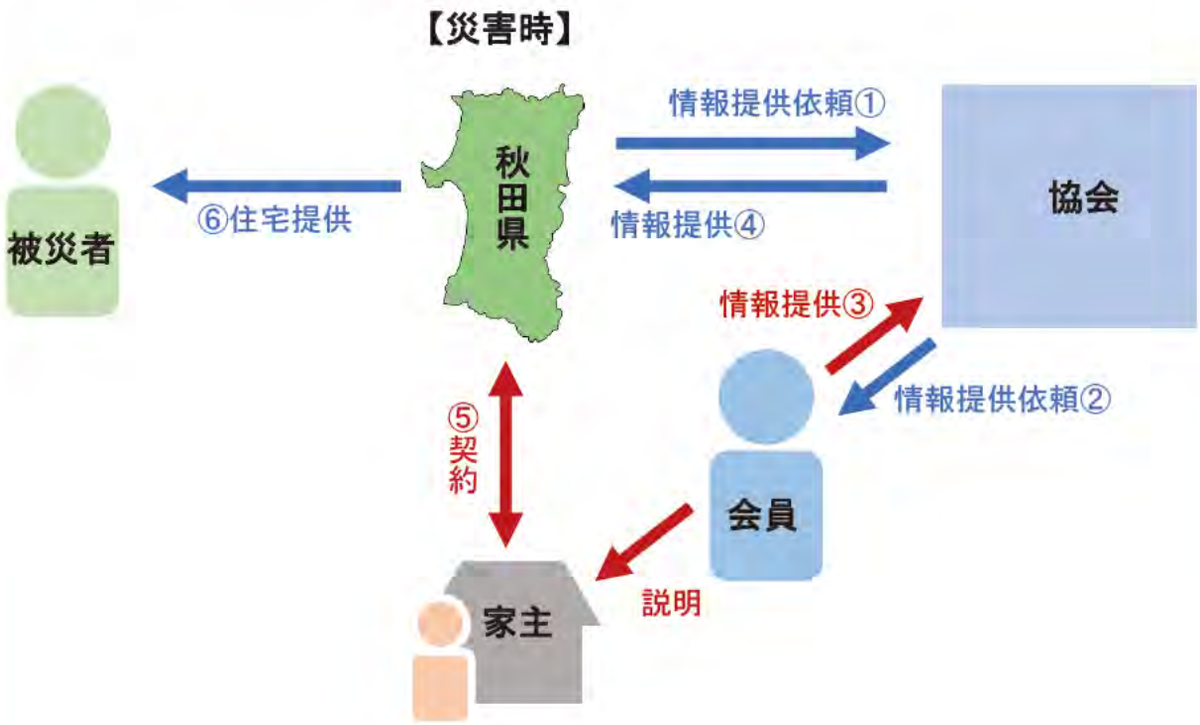

◆「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」に基づく登録のお願い（令和４年６月１５日まで）

これまでの「賃貸住宅管理業者登録規程」は令和３年６月15日をもって廃止され、新たに「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」に基づく登録制度が施行されております。

これに伴い、従前の登録規程で登録していた管理業者についても、賃貸住宅管理業を営み、その管理戸数が200戸以上の場合は改めて新規での登録が必要となります。
申請にあたっては、事前に講習を受けた「業務管理者」を配置する必要がありますので、該当する場合はお早めに講習や申請の準備をお願い致します。

※管理戸数が200戸未満の管理業者であっても、登録を受けることにより社会的信用力が高まると考えられることから、登録を受けることを推奨します。なお、管理戸数が200戸未満の管理業者にあっては、令和４年６月16日以降の申請も可能です。

登録制度の概要や申請方法等は下記のポータルサイトをご覧いただき、不明な点等のお問い合わせは下記の連絡先までお願い致します。

■賃貸住宅管理業法ポータルサイト■
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/pm_portal/

■お問い合わせ先■
国土交通省　東北地方整備局　建政部建設産業課　賃貸住宅管理業係
電　話　022-225-2171（代表）　内線　6158
メール　thr-chintai01@mlit.go.jp

理事　安藤　晃 氏
建設事業関係功労表彰受賞（国土交通大臣表彰）

安藤　晃 氏（理事）が、永年に亘り宅地建物取引業に精励するとともに、地域社会の発展に寄与したとして、令和３年建設事業関係功労表彰を受賞されました。おめでとうございました。

入会・退会・会員名簿変更情報

令和３年２月１日から
令和４年１月３１日まで

新入会員紹介

免許番号・免許年月日	秋田県知事　(１)2309　R3.1.22
商号又は名称	エコサービス(株)
代表者（政令使用人）	正木　孝輝
専任宅地建物取引士	矢作　憲市
事務所所在地	〒015-0051　由利本荘市川口字家後 78-1 吉尾ビル 1F2 号
TEL	0184-74-3761
FAX	0184-74-3766
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事　(１)2310　R3.3.16
商号又は名称	東北バルブ(株)
代表者（政令使用人）	脇屋　憲一
専任宅地建物取引士	石山　金慶
事務所所在地	〒010-0822　秋田市添川字境内川原 228-2
TEL	018-835-1139
FAX	018-834-6304
URL	
E-MAIL	estate@tohokuvalve.co.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事　(５)1725　H30.12.14
商号又は名称	(株)プライムハウス　秋田北支店
代表者（政令使用人）	佐藤　宏(藤平　隆)
専任宅地建物取引士	藤平　隆
事務所所在地	〒011-0943　秋田市土崎港南２丁目 4-30
TEL	018-853-4595
FAX	018-853-4597
URL	
E-MAIL	t-fujihira@primehouse.co.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事(１)2313　R3.5.11
商号又は名称	(有)新興技術
代表者（政令使用人）	泉谷　昭一
専任宅地建物取引士	佐々木　直樹
事務所所在地	〒014-0064　大仙市小貫高畑字中荒所 60-47
TEL	0187-63-7923
FAX	0187-63-7925
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2314　R3.5.11
商号又は名称	伊藤設計スタイル（株）
代表者（政令使用人）	伊藤　博文
専任宅地建物取引士	伊藤　未遊
事務所所在地	〒014-0045　大仙市大曲若葉町 2-58
TEL	0187-62-1005
FAX	0187-62-1046
URL	https://www.itou-sekkei.jp
E-MAIL	contact@itou-sekkei.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2315　R3.5.14
商号又は名称	（株）イエスコ
代表者（政令使用人）	沼澤　裕明
専任宅地建物取引士	沼澤　裕明
事務所所在地	〒012-0815　湯沢市古館町 8-80　ノールセレスト1F
TEL	0183-56-8177
FAX	0183-56-8166
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2316　R3.6.8
商号又は名称	（有）ファリット・オート・トレーディング
代表者（政令使用人）	ファリットアーマットアブドルホセイン
専任宅地建物取引士	アーマット可奈子
事務所所在地	〒018-4301　北秋田市米内沢字長野沢 127-3
TEL	0186-72-9022
FAX	0186-48-3568
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2317　R3.6.21
商号又は名称	WOODY
代表者（政令使用人）	吉田　香織
専任宅地建物取引士	吉田　香織
事務所所在地	〒010-0201　潟上市天王字上江川 47-433
TEL	018-802-0663
FAX	018-802-0663
URL	
E-MAIL	woody.woddy@outlook.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2318　R3.6.23
商号又は名称	（株）山脇組
代表者（政令使用人）	山脇　幹
専任宅地建物取引士	柴田　昇作
事務所所在地	〒012-0825　湯沢市北荒町 2-14
TEL	0183-73-3201
FAX	0183-72-0711
URL	http://yamawakigumi.co.jp/
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2319　R3.8.31
商号又は名称	ミライズハウス
代表者（政令使用人）	石川　斉寛
専任宅地建物取引士	石川　斉寛
事務所所在地	〒015-0075　由利本荘市花畑町 3-2
TEL	0184-74-8167
FAX	0184-74-8168
URL	
E-MAIL	info@miraiz-house.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2321　R3.9.15
商号又は名称	（株）ヨコヤマコーポレーション
代表者（政令使用人）	横山　真司
専任宅地建物取引士	石塚　孝文
事務所所在地	〒010-1406　秋田市上北手猿田字篠田台 96
TEL	018-889-8377
FAX	018-889-8378
URL	https://www.y-co.net/
E-MAIL	info@y-co.net

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2322　R3.11.3
商号又は名称	（株）house neo
代表者（政令使用人）	田口　孝洋
専任宅地建物取引士	奈良　美香子
事務所所在地	〒010-0041　秋田市広面字樋ノ沖 78-2
TEL	018-827-6975
FAX	018-827-6976
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2324　R3.12.24
商号又は名称	(株)田村建築
代表者（政令使用人）	田村　正男
専任宅地建物取引士	和田　洋樹
事務所所在地	019-2335　大仙市強首字上野台 147-4
TEL	0187-78-1266
FAX	0187-78-1277
URL	https://www.tamura-kenchiku.jp
E-MAIL	Info @ tamura-kenchiku.jp

退会報告

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会年月日	退会理由
能代山本	(2)2182	(株) 町家工房	日沼　友明	R3.8.31	廃止
秋田	(8)1309	(株) 長谷駒組	長谷川尚造	R3.2.28	廃止
秋田	(8)1295	ケン・ランド (有)	加藤　健二	R3.9.27	廃止
秋田	(5)1694	(有) 宝島	松本　正一	R3.10.6	廃止
秋田	(4)1829	インク (株)	川原田　肇	R3.11.10	期間満了
秋田	(13)609	藤友商事 (株)	加藤　一貫	R3.9.10	廃止
秋田	(3)2081	(株) PMC	佐藤　俊誉	R3.11.30	廃止
秋田	(5)1660	(有) 田崎建設	田崎　香	R3.12.24	廃止
秋田	(7)1423	不動産プラザ	清瀧セツ子	R4.1.19	期間満了
本荘由利	(4)1853	(株) 羽田	煤賀　初	R3.3.31	廃止
大仙	(9)1203	(株) 秋田総合建設センター	田仲　清	R3.3.22	廃止
大仙	(7)1455	(資) 荒屋鋪物産	佐藤真智子	R3.5.31	廃止

支店の廃止

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会理由
秋田	北海道 (5)5676	(株) フナコシヤ東北支店	船越谷義之 (船越谷一郎)	R3.2.28

会員名簿の変更等

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
大館北鹿	㈲ホテヤ不動産	従業者姓名	山内　望美 (旧姓　米田)	18
大館北鹿	㈱太陽地所	代表者	熊谷　慎二 (退)　佐々木　幸成 (就)	26
能代山本	高田住宅工業㈱	従業者	北川　渉 (就)　丹波　優希 (就)	28
能代山本	㈱サンワ興建	専任宅地建物取引士	出川　圭輔 (退)　野村　祐樹 (秋田) 3340 (就)	28
能代山本	朝日綜合㈱ アパマンショップ　能代店	従業者	大槻　美由紀 (退)	33
男鹿南秋	天喜建設㈱	従業者	佐藤　崇明 (就)	36
男鹿南秋	㈱秀和住建　秋田支店	所在地 TEL FAX	018-1401　潟上市昭和大久保字北野細谷道沿 72-167 018-855-5333 018-855-5335	42
秋田	秋田共立㈱	従業者	野沢　郁恵 (就)	44
秋田	㈲佐幸不動産商事	従業者	佐藤　哲平 (退)	44

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋　田	㈱むつみワールド	従業者	山本　竜大（就）　佐々木　斐裕（退）	44
秋　田	㈲三陽地所	従業者	木村　閏子（退）	45
秋　田	㈱ノーベル不動産	従業者	佐々木　美海（就）　石塚　望愛（退）	46
秋　田	秋田林業ホーム㈱	宅地建物取引士	河本　厚徳（秋田）2609（就）	47
秋　田	㈱秋田住宅流通センター	宅地建物取引士 従業者 〃 〃 〃	山村　亮太(退)池部　大(秋田)4409(就/駅東口店より) 小野　嘉樹（退）高橋　大夢（退）門脇　夕子（退） 森川　淳元（就）柏崎　扇里（就）大門　茂雄（就） 石川　璃沙（就/有楽町店より）田村　総雄（就） 藤田　昭夫（就）	48
秋　田	㈲ミユキ建装企画	従業者	高橋　恵子（就）	48
秋　田	秋田大学生活協同組合	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 従業者 〃 〃	三船　陽一(退)　佐々木　麻美(秋田)4596(就/従業者退) 瀬川　諒（専任のみ退） 瀬川　諒（就） 佐々木　麻美(退/専任取引士へ)　山口　美咲(退) 花塚　麻妃（就）信太　知子（就）三浦　路子（就） 米屋　靖子（就）松村　千秋（就）	49
秋　田	㈱ランデックビル開発	専任宅地建物取引士 従業者	平川　富雄（秋田）4632（就/従業者退） 澤村　歩美（退）平川　富雄（退/専任取引士就）	49
秋　田	㈲北久ホーム	従業者	加藤　健太（退）古儀　弘（就）	50
秋　田	㈲川光	所在地 TEL FAX	〒010-0821　秋田市濁川字菅場3-28 018-893-3105 018-893-3106	50
秋　田	パルス不動産	従業者	杉山　香澄（就）	50
秋　田	㈱財産コンサルティング	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 〃 従業者	木元　亜紀(専任のみ退)　渡邊　晋(専任のみ退) 木曽　七恵（就/宅建士退） 木曽　七恵（退/専任宅建士就）　渡邊　晋(就) 木元　亜紀(就/専任のみ退) 木村　恵多（退）遠田　華子（退）	51
秋　田	㈲ローヤル不動産	従業者	谷口　智子（退）	52
秋　田	㈱プライムハウス	専任宅地建物取引士 〃 従業者 〃 〃 〃	柏倉　量典(退/由利本荘支店へ) 籠谷　祐太(秋田)4635(就/従業者より) 大沼　賢史（就）鈴木　凌（退）中村　慎吾(退) 伊藤　勇琉（退）籠谷 祐太(退/専任宅建士へ) 佐野 真葵恵(退/県南支店へ)　近藤　真一郎（就） 杉山　江梨子(就/由利本荘支店より)	52
秋　田	㈲大建	E-MAIL	Info @ daiken1.com	53
秋　田	㈱東徳	代表者 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者	川邉勘太郎(退)川邉　一徳（就） 川邉勘太郎(退)川邉　一徳(就/宅地建物取引士より) 川邉　一徳（退/専任宅建士へ） 川邉　貞子（退）	53
秋　田	㈲アスポート	宅地建物取引士 従業者	髙橋　愛（秋田）4633（就/従業者より） 髙橋　愛（退/宅建士へ）	54
秋　田	㈲ｴﾙ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ	従業者	佐々木　あゆみ（退）	54
秋　田	㈲みどりや不動産	従業者	小玉　映子（退）　猪股　知（就）	55
秋　田	秋田第一不動産センター㈱	従業者	松村　幸恵（退）	56
秋　田	㈱実創企画	従業者	斉藤　清（退）　堀江　純一（就）	57
秋　田	加藤建設㈱	従業者	加藤　末廣（就）	58

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋　田	㈱むつみワールド	従　業　者	山本　竜大（就）　佐々木　斐裕（退）	44
秋　田	㈲三陽地所	従　業　者	木村　閏子（退）	45
秋　田	㈱ノーベル不動産	従　業　者	佐々木　美海（就）　石塚　望愛（退）	46
秋　田	秋田林業ホーム㈱	宅地建物取引士	河本　厚徳（秋田）2609（就）	47
秋　田	㈱秋田住宅流通センター	宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃 〃	山村　亮太(退)池部　大(秋田)4409(就/駅東口店より) 小野　嘉樹（退）高橋　大夢（退）門脇　夕子（退） 森川　淳元（就）柏崎　扇里（就）大門　茂雄（就） 石川　璃沙（就/有楽町店より）田村　総雄（就） 藤田　昭夫（就）	48
秋　田	㈲ミユキ建装企画	従　業　者	高橋　恵子（就）	48
秋　田	秋田大学生活協同組合	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃	三船　陽一(退)　佐々木　麻美(秋田)4596(就/従業者退) 瀬川　諒（専任のみ退） 瀬川　諒（就） 佐々木　麻美(退/専任取引士へ)　山口　美咲(退) 花塚　麻妃（就）信太　知子（就）三浦　路子（就） 米屋　靖子（就）松村　千秋（就）	49
秋　田	㈱ランデックビル開発	専任宅地建物取引士 従　業　者	平川　富雄（秋田）4632（就/従業者退） 澤村　歩美（退）平川　富雄（退/専任取引士就）	49
秋　田	㈲北久ホーム	従　業　者	加藤　健太（退）古儀　弘（就）	50
秋　田	㈲川光	所　在　地 T　E　L F　A　X	〒010-0821　秋田市濁川字菅場3-28 018-893-3105 018-893-3106	50
秋　田	パルス不動産	従　業　者	杉山　香澄（就）	50
秋　田	㈱財産コンサルティング	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 〃 従　業　者	木元　亜紀(専任のみ退)　渡邊　晋(専任のみ退) 木曽　七恵（就/宅建士退） 木曽　七恵（退/専任宅建士就）　渡邊　晋(就) 木元　亜紀(就/専任のみ退) 木村　恵多（退）遠田　華子（退）	51
秋　田	㈲ローヤル不動産	従　業　者	谷口　智子（退）	52
秋　田	㈱プライムハウス	専任宅地建物取引士 〃 従　業　者 〃 〃 〃	柏倉　量典(退/由利本荘支店へ) 籠谷　祐太(秋田)4635(就/従業者より) 大沼　賢史（就）鈴木　凌（退）中村　慎吾(退) 伊藤　勇琉（退）籠谷 祐太(退/専任宅建士へ) 佐野 真葵恵(退/県南支店へ)　近藤　真一郎（就） 杉山　江梨子(就/由利本荘支店より)	52
秋　田	㈲大建	E - M A I L	Info @ daiken1.com	53
秋　田	㈱東徳	代　表　者 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従　業　者	川邉勘太郎(退)川邉　一徳（就） 川邉勘太郎(退)川邉　一徳(就/宅地建物取引士より) 川邉　一徳（退/専任宅建士へ） 川邉　貞子（退）	53
秋　田	㈲アスポート	宅地建物取引士 従　業　者	髙橋　愛（秋田）4633（就/従業者より） 髙橋　愛（退/宅建士へ）	54
秋　田	㈲ｴﾙ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ	従　業　者	佐々木　あゆみ（退）	54
秋　田	㈲みどりや不動産	従　業　者	小玉　映子（退）　猪股　知（就）	55
秋　田	秋田第一不動産センター㈱	従　業　者	松村　幸恵（退）	56
秋　田	㈱実創企画	従　業　者	斉藤　清（退）　堀江　純一（就）	57
秋　田	加藤建設㈱	従　業　者	加藤　末廣（就）	58

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋田	山二建設資材㈱	従業者	渡邊　純（就）笹渕　郁恵（就）	58
秋田	㈲トータルホームサービス	所在地 TEL FAX	010-0973　秋田市八橋本町２丁目 11-7 018-874-8337 018-874-8268	59
秋田	㈱創造舎	専任宅地建物取引士	根守　祥江（退）　今井　勇（秋田）729（就）	60
秋田	リネシス㈱	従業者	平田　貞弘（就）	60
秋田	㈱鈴兼工務店	所在地 TEL FAX	秋田市仁井田本町６丁目１－５６ 018-874-7580 018-874-7582	62
秋田	朝日綜合㈱ アパマンショップ　秋田泉店 〃　山王店	政令使用人 専任宅地建物取引士 従業者 〃 専任宅地建物取引士 従業者 〃	鈴石　浩平（退 / 従業者へ）　川邉　絵美（就） 櫻井　翔（退）　川邉　絵美（秋田）3894（就） 鈴木　里美（退）　伊藤　友紀（退）中島　純子（退） 鈴石　浩平（就 / 政令使用人より）　小野寺　明子（就） 熊谷　淳一（秋田）4413（就） 佐藤　亮（退 / 横手店へ）　加藤　優依（就） 佐々木　義嵩（就）	65
秋田	㈱秋田住宅流通センター 秋田中央店 泉店 駅東口店 有楽町店	宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 従業者	佐藤　尚（退 / 泉店へ）新林（三浦）風香（退 / 有楽町店へ） 高橋　恭平（退 / 駅東口店へ） 佐藤　尚（就 / 秋田中央店より） 池部　大（退 / 本店へ） 高橋　恭平（就 / 秋田中央店より） 三浦　風香（秋田）4618（就 / 秋田中央店より） 石川　璃沙（退 / 本店へ）	65 66
秋田	㈱サンコーホーム　秋田店	従業者	杉本　太一（退）　伊藤　健吾（就）	67
秋田	朝日レジデンシャル㈱ 秋田支店	政令使用人 専任宅地建物取引士	川邉　絵美（退）櫻井　翔（就） 川邉　絵美（退）櫻井　翔（秋田）4449（就）	67
秋田	ダイワハウス工業㈱ 北東北支社　秋田営業所	宅地建物取引士	石倉　英樹（退）石黒　大樹（退）	69
秋田	㈱ハシモトホーム　秋田支店	政令使用人 宅地建物取引士 〃 従業者	近藤　真一郎（退）柏村　卓嗣（就） 小野　健児（秋田）4169（就 / 従業者より） 阿部　良之（秋田）3886（就） 小野　健児（退 / 取引士へ）熊野　雅勝（就）	70
秋田	FRE ｱｯｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱ 秋田営業所	宅地建物取引士	渡邊　康雄（秋田）4507（就）	70
秋田	タマホーム㈱　秋田店	専任宅地建物取引士	櫻庭　真理子（退）佐々木　洋介（秋田）4540（就）	71
秋田	㈱秀和住建　秋田支店	移転	男鹿南秋地区協議会（潟上市）へ	71
秋田	㈱土屋ホーム　秋田支店	従業者	江口　将人（退）坂本　隆博（就）高橋　翔也（就）	72
本荘由利	㈱文化地所	代表者 従業者	山田　茂雄（退）山田　誠一（就） 石川　裕土（退）	74
本荘由利	伊藤建友㈱	宅地建物取引士	阿部　富二男（退）	74
本荘由利	㈱すまいえ不動産	従業者	プラント　美佳（就）	76
本荘由利	菊吉建設㈱	従業者	酒田　和子（退）　菊地　光恵（就）	76
本荘由利	みなみ不動産	所在地	にかほ市平沢字清水尻 109 番 10	76
本荘由利	㈱親和エステート不動産	従業者	佐藤　美里（退）	77
本荘由利	朝日綜合㈱ アパマンショップ　本荘店	専任宅地建物取引士 従業者	今野　春樹（退）　大友　剛（秋田）4290（就 / 大曲店より） 高橋　奈緒美（退）佐々木　恵（就）	79
本荘由利	㈱プライムハウス 由利本荘支店	専任宅地建物取引士 従業者	柏倉　量典（秋田）3945（就 / 本店より） 杉山　江梨子（退 / 本店へ）	79

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿
大　仙	ビックバウ㈱	従　業　者	佐藤　純子（退）	82
大　仙	㈱建匠	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士	和泉　徹(退)　和泉　友香(秋田)3081(就/従業者より) 今野　誠徳（秋田）2338（就）	82
大　仙	朝日綜合㈱ アパマンショップ　大曲店	専任宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃	大友　剛（退）　旭谷　清孝　（秋田）1806(就) 藤田　明子（退）　最上　博（退/横手店へ） 小松　れな（退/横手店へ） 小松　大祐(就)　渡辺　光希(就)　畠山　奈央(就)	88
大　仙	㈱プライムハウス　県南支店	従　業　者	佐野 真葵恵(就/本店より)	88
大　仙	㈱ハシモトホーム　大仙支店	支店名称 所在地 TEL FAX	(株)ハシモトホーム　大仙支店 〒014-0021　大仙市福田町7-15 0187-73-7881 0187-73-7882	89
横　手	㈲加藤不動産	従　業　者	加藤　智久（退）	92
横　手	朝日綜合㈱	従　業　者	熊谷　剛(記載)　佐藤　稔一(記載)寺田　航太(記載)	92
横　手	㈱サンコーホーム	従　業　者	後藤　新平（記載）	93
横　手	朝日レジデンシャル㈱	専任宅地建物取引士 従　業　者	旭谷　清孝（退）　熊谷　塁（秋田）4450（就） 小杉亜希子（退）	94
横　手	㈲TAKAAI　CORPORATION　INC.	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士	香坂　真央(専任のみ退)髙橋　喜久雄(秋田)4615(就) 香坂　真央（就）	93
横　手	朝日綜合㈱ アパマンショップ　横手店	専任宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃	鈴木　広美（退） 高橋　由記子（退）　泉　和瑠和（退） 小松　れな(就/大曲店より)　最上　博(就/大曲店より) 佐藤　亮（就/山王店より）　奥山　達也（就）	97
横　手	㈱ハシモトホーム　横手支店	移転・支店名称	㈱ハシモトホーム　大仙支店（大仙地区協議会）へ	98

会員数

令和4年1月31日現在

	大館北鹿	能代山本	男鹿南秋	秋　田	本荘由利	大　仙	横　手	湯沢雄勝	合　計
正会員	47	29	28	200	40	52	35	20	451
準会員	3	2	1	34	2	6	5	0	53
計	50	31	29	234	42	58	40	20	504

秋田レインズ物件種類別在庫数

（令和3年2月1日～12月31日）

売買物件

単位：件

	R3. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	1,364	1,355	1,270	1,292	1,257	1,300	1,247	1,230	1,205	1,210	1,220
売買新規登録数	209	201	263	180	267	157	183	262	186	178	181
（前年同月登録数）	238	283	258	243	264	286	206	246	328	257	205
（土　　地）	149	113	173	120	159	93	98	182	119	116	111
（戸　　建）	48	72	72	46	77	47	63	66	52	46	55
（マンション）	3	6	11	7	20	7	12	6	9	6	7
（事　業　用）	9	10	7	7	11	10	10	8	6	10	8
当月成約数	39	43	54	53	53	49	30	53	53	49	32
（土　　地）	21	16	21	30	27	19	14	24	21	24	12
（戸　　建）	12	27	30	18	23	28	15	19	26	19	19
（マンション）	3	0	2	3	3	0	0	8	3	4	1
（事　業　用）	3	0	1	2	0	2	1	2	3	2	0
当月取下げ・削除	179	243	187	162	171	161	170	234	128	119	174
（土　　地）	124	163	125	110	104	119	115	169	90	69	134
（戸　　建）	42	68	50	38	53	30	41	50	27	37	29
（マンション）	5	2	5	7	9	6	5	4	2	9	7
（事　業　用）	8	10	7	7	5	6	9	11	9	4	4
売買当月末在庫数	1,355	1,270	1,292	1,257	1,300	1,247	1,230	1,205	1,210	1,220	1,195
（前年同月末在庫数）	1,436	1,412	1,426	1,410	1,417	1,453	1,404	1,339	1,395	1,425	1,399
（土　　地）	950	884	911	891	919	874	843	832	840	863	828
（戸　　建）	327	304	296	286	287	276	283	280	279	269	276
（マンション）	33	37	41	38	46	47	54	48	52	45	44
（事　業　用）	45	45	44	42	48	50	50	45	39	43	47

賃貸物件

単位：件

	R3. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	580	573	523	487	506	501	489	495	500	481	494
売買新規登録数	208	235	154	162	182	157	129	132	130	146	129
（前年同月登録数）	252	277	218	159	215	142	154	114	218	169	140
（土　　地）	2	1	2	4	2	0	1	0	0	3	1
（戸　　建）	22	33	22	24	18	23	20	13	15	21	19
（マンション）	176	181	118	112	144	118	93	107	101	110	99
（事　業　用）	8	20	12	22	18	16	15	12	14	12	10
当月成約数	61	110	46	34	50	38	33	44	32	45	29
（土　　地）	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
（戸　　建）	11	15	11	5	9	6	8	6	8	8	5
（マンション）	46	89	31	26	37	30	20	32	19	32	22
（事　業　用）	4	6	4	3	4	2	5	4	5	4	2
当月取下げ・削除	154	175	144	109	137	131	90	83	117	88	139
（土　　地）	0	0	1	2	3	1	2	1	0	2	1
（戸　　建）	15	20	16	14	20	20	9	6	10	11	18
（マンション）	127	139	117	78	102	102	65	68	103	64	105
（事　業　用）	12	16	10	15	12	8	14	8	4	11	15
売買当月末在庫数	573	523	487	506	501	489	495	500	481	494	455
（前年同月末在庫数）	687	631	661	604	639	638	612	546	599	615	571
（土　　地）	10	11	12	14	13	12	11	8	8	8	8
（戸　　建）	50	48	43	48	37	34	37	38	35	37	33
（マンション）	406	359	329	337	342	328	336	343	322	336	308
（事　業　用）	107	105	103	107	109	115	111	111	116	113	106

※令和４年１月分は、統計情報調整中により掲載できませんでした。

「住まう」に、寄りそう。
全宅管理

入会のご案内

賃貸管理業を強力にサポート“全宅管理”

業界最大の組織力！

賃貸管理業法の成立で全宅管理への関心と期待が高まっています！

入会特典 全5種プレゼント中！

2022年3月31日入会受付分まで

- 特典1「賃貸不動産管理業務マニュアル」
- 特典2「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」
- 特典3「間取りクラウド」(間取り図作成ソフト)
- 特典4「ひな形Bank」(販売図面・チラシ等作成ソフト)

さらに

「全宅管理フラッグ」贈呈中！

事業のご案内

全宅連が母体となり設立された（一社）全国賃貸不動産管理業協会（通称「全宅管理」）は、「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

業務支援事業
弁護士による電話法律相談

業務支援事業
250種以上！賃貸管理関係書式ダウンロード

業務支援事業
全宅管理クラウド型賃貸管理ソフト

情報配信事業
会報誌・メールマガジン オーナー通信 等による情報提供

知識啓発事業
会員研修 インターネットセミナー

その他の事業
「賃貸管理業賠償責任保険」
他にも募集提案、入居審査から退去時まで実務で使えるサポート事業を会員特別価格等でご用意しております。

ご入会の手続き

1）裏面の入会申込書に必要事項を記入いただき、協会宛に郵送またはファックス（FAX：03-5821-7330）にてご送付ください。
2）入会申込書の到着が当協会にて確認できましたら、当協会より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

入会金 20,000円　**年会費** 24,000円（月額2,000円×12ヶ月分）

宅建協会新入会員　応援プロジェクト！
2021年度中に宅建協会に新規入会された会員が、入会日から1年以内に本会に入会すると**入会金**が**無料**となります。

宅建協会現会員　全宅管理サポーター制度！
2021年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に、入会申込書を提出すると**入会金**が**無料**となります。

ハトマークグループ
一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会　〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
TEL:03-3865-7031　FAX:03-5821-7330　HP:https://chinkan.jp/　e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 で検索

AKITA TAKKEN

秋田宅建会報

CONTENTS

新年のご挨拶 …… 1

紙上研修 …… 2

2021年度定時総会 …… 8

2020年度第5回理事会・幹事会 …… 8

2021年度第1回理事会・幹事会 …… 9

2021年度第2回理事会・幹事会 …… 9

TAKKENクエスト …… 11

各種お知らせ …… 12

入会・退会・会員名簿変更情報 …… 17

秋田レインズ物件種類別在庫数 …… 24

新年のご挨拶

（公社）秋田県宅地建物取引業協会
（公社）全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
会長・本部長　赤　田　英　博

皆様、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。長引くコロナ禍で依然として会務も影響を受けておりますが、会員皆様のご理解とご協力により円滑に運営が出来ておりますことに深く感謝申し上げます。

本年も、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、近年の人口減少、少子高齢化などによる空き家問題、気候変動によると思われれる自然災害の多発、そしてコロナ禍で進んだ急速なリモート化などにより、働き方や新たな生活観をかなえる住生活の多様化など、わが業界を取り巻く環境は大きく変わってきております。こんな中、国の住生活基本計画が見直され、新型コロナウイルスの感染拡大を受けたテレワークによる「職住一体・近接」の住環境整備や、デジタル田園都市国家構想では、地方の魅力を維持しながら、都市と変わらない利便性を確保し、仕事・教育の機会を充実させようとする政策が打ち出され、地方と都市のあり方は今、新しい局面に入ったようです。自然資源に恵まれ多彩な伝統文化を持つ秋田のくらしが、移住・定住や地域創成の一翼を担う関係人口の増加に結び付き地元の発展に繋がるよう期待しております。

全宅連では、改正宅建業法による売買・賃貸ともに非対面取引に備えた電子契約システムやBtoB機能を充実させた新流通システムの導入など、日々進化するテクノロジーとともに会員サービスの充実に努めております。試行錯誤していくことと思われますが、不動産流通の円滑化や活性化に繋がるよう、鋭意取り組んで参ります。

これからも、会員皆様の声に耳を傾けながら本会運営を一層充実させ、不動産業界の発展に尽力して参りたいと考えておりますので、一段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年が会員皆様にとりまして、すばらしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

紙上研修
Paper training

[水害ハザードマップの重要事項説明]

昨年、宅地建物取引業法施行規則改正により、重要事項説明において「市町村が提供する、水防法に基づくハザードマップ」の説明が義務付けられましたが、当機構に寄せられる電話相談において、「どう記載したらいいのか迷っている。」との話をよく聞きます。 重要事項説明の記載・説明や調査において注意をしておきたい点について、国交省の「宅地建物取引業法施行規則の一部改正（水害リスク情報の重要事項説明への追加）に関するQ＆A」等に基づき、簡略にご紹介します。

1．水害ハザードマップの重要事項説明の記載・説明

(1) 水害ハザードマップの「有・無」の記載

宅建業法35条で説明が義務付けられているハザードマップは、

ア）市町村が提供する、
　　かつ、
イ）水防法に基づく、
　　かつ、
ウ）洪水・雨水出水（内水）・高潮
　　の水害ハザードマップです。

水害ハザードマップの「有・無」の記載は、上記ア～ウの要件を全て満たすハザードマップがある場合についてのみ、「有」にチェックを入れ、それ以外※は「無」にチェックを入れます。（「有・無」は必ず記載する必要があるので、斜線はしないでください。）

※　市町村が提供する水防法に基づかない水害ハザードマップ、市町村の提供はないが都道府県が提供する水防法に基づく水害ハザードマップは、業法35条の説明対象となる（上記ア～ウの要件を全て満たす）マップに該当しないので、当該マップがあっても、マップの「有･無」は「無」と表示します。

(2)「水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地」の記載及び説明方法

「別添ハザードマップ参照。」等と記載し、ハザードマップを提示しながら、当該マップで取引不動産の位置を示す（概ねの位置に印をつける等）ことにより説明をします。

(3) 注意しておきたい点

・河川ごとに水害ハザードマップが作成されている場合は、全ての河川について、マップの添付・説明が必要になります。また、「浸水想定区域」と合わせて「浸水想定時間」が作成されている場合は、両マップについて添付・説明が必要です。

・水害ハザードマップがある場合は、取引不動産が浸水想定区域外にある場合でも、マップは「有」とし、マップ上で位置の説明をする必要があります。（この場合、顧客が「浸水想定区域外だから水害リスクはない。」と誤認しないよう配慮が必要です。）

・顧客よりハザードマップ（浸水想定区域等）について、より詳細な説明が求められた場合は、マップを作製した市町村の窓口に直接問い合わせをするよう案内をします。（重要事項説明書に、「ハザードマップ記載の内容については、今後変更されることがありますので、あらかじめご承知おきください。ハザードマップ記載の詳細な内容については、当該水害ハザードマップを作

成した○市にお問い合わせ下さい。」等と記載しておく方法が勧められます。)

2．市町村のハザードマップ調査での注意点

・市町村によっては、宅建業者向けに、ＨＰに水害ハザードマップを使用する際の留意事項(掲載のマップが水防法に基づくものか等）を載せている場合があります。HP でのマップの調査の前に、宅建業者向けの案内がないか、確認をしてみて下さい。

・HP 掲載の水害ハザードマップは、最新のものとして取り扱うことができますが、マップは時々更新されます。取引の都度、最新時点のマップであるか確認をして下さい。
また、マップは作成時点の確認をしてください。市町村によっては、HP 内に作成時点が異なる複数のマップが混在している場合があるので注意をして下さい。

(ご参考)
国土交通省 HP　宅地建物取引業法施行規則の改正について
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000074.html
宅地建物取引業法施行規則の一部改正（水害リスク情報の重要事項説明への追加について）に関するＱ＆Ａ
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001354700.pdf

(一財）不動産適正取引推進機構
メルマガ第 175 号「今月の視点」から転載
2021 年 6 月 1 日配信

[定期借家契約]

定期借家契約の契約更新がない旨の特約に関し、借地借家法38条2項所定の事前説明が行われたかが争われた事案において、説明を委任した媒介業者が重要事項説明にて事前説明をしたとする貸主の主張につき、貸主が媒介業者に事前説明の代行を委任した証拠はないなどとして、同契約の契約更新がない旨の特約は無効と判断された事例

（東京地裁 令和2年3月18日判決 ウエストロー・ジャパン）

1　事案の概要

平成25年2月21日、貸主X（原告・法人）と借主Y（被告・法人）は、事務所ビルの一室（本件建物）につき、賃貸借期間を平成25年3月13日～平成30年3月12日とする、定期建物賃貸借契約（本件契約）を締結した。　本件契約に際し、媒介を行ったA（媒介業者）はYに対して「賃貸借の種類：定期建物賃貸借契約、※更新がなく，新たな賃貸借契約を締結する場合を除き期間の満了をもって契約は終了します。（借地借家法第38条）」（本件重説記載）と記載した重要事項説明書の交付・説明を行ったが、XよりYへの、賃貸借は契約の更新がなく期間満了により賃貸借が終了する旨（本件特約）の、借地借家法38条2項所定の書面（事前説明書）の交付・説明（事前説明）はなかった。

平成29年9月、XがYに、期間の満了により本件建物の賃貸借が終了する旨の通知をしたところ、Yは「事前説明がなかったことから、本件契約は法律上は定期建物賃貸借契約でなく通常の賃貸借契約と見做されるとの見解を、複数の法律事務所から受けた。」として、本件契約の終了を拒否した。　当初Xは、事前説明に瑕疵があったとして、円満解決による契約の終了をYに申し入れていたが、重要事項説明書が事前説明書を兼ねることが可能である旨の平成30年2月28日付国土交通省通知（国交省通知）の発出を知り、「Yへの事前説明は、Xが委任したAが本件重説記載にて行っているから本件特約は有効」として、改めてYに退去を求め、しかしYに拒否されたことから、本件契約の終了及び建物の明渡しを求める訴訟を提起した。　Yは、「Yに対して、貸主が行う事前説明を宅建業者が行う場合に必要な、XからAへ代理権が授与されていること、Aの重要事項説明が事前説明書を兼ねることの明示や説明はなかった。国交省通知の発出までは、重要事項説明書が事前説明書を兼ねることができないとの見解が一般的であった。」などとして、本件特約は無効と主張した。

2　判決の要旨

裁判所は、次のように判示し、Xの請求を棄却した。

(1)　契約の更新がない旨を定める建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、その建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない（借地借家法38条2項）。建物の賃貸人がその説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効となる（同条3項）。

(2)　ここに、事前説明は、建物の賃貸人に課せられた義務であり、宅地建物取引業者がなすべき重要事項説明をもって当然に代替されるものではない。そして、本件において、XはAに対し、媒介を依頼したが、XとAとの間で事前説明の代行までその準委任事務に含めていたことを示す客観的証拠資料は見当たらない。事前説明と重要事項説明の主体及び法令上の根拠の別を前提としつつも、

事前説明の代行が取引慣行として媒介事務に含まれていること又はXとAとの間では含まれていたことを認めるに足りる証拠もない。また、本件重要事項説明書をみても、Xがなすべき事前説明がAの代行により行われたことは何ら記載されていない。本件重要事項説明の際、YにおいてXからの事前説明も受けていることを認識していたことを示す客観的証拠資料は見当たらない。

XはAに対して「包括的な代理権」を授与したと主張するが、その内実についてのXの検討はそもそも説得的なものではなく、客観的裏付けもないので、採用できない。

(3) 以上によれば、そもそもXが説明主体となっていたことを認める証拠はないことから、本件賃貸借契約において、契約の更新がないとする旨の定めは無効であり、Xの請求にはいずれも理由がないからこれを棄却する。

3 まとめ

借地借家法38条2項は、定期建物賃貸借契約を締結する借主に、契約には更新がなく期間の満了により終了することを理解させるための情報提供のみならず、更に事前説明書の交付を要求することで、契約更新に関する紛争を未然に防止する趣旨であり、事前説明書は、借主が「賃貸借契約に更新はなく、期間の満了により終了する。」と認識しているかどうかにかかわらず、契約書と別個独立の書面であることが必要とされています。(最一判 平24・9・13 裁判所ウエブサイト)

宅建業者の重要事項説明書が事前説明書を兼ねることが可能かについては、国土動第133号・国住賃第23号 平成30年2月28日付国土交通省通知において、「賃貸人から代理権を授与された宅建士は、『①当該賃貸借が、法第38条第1項の規定に基づく定期建物賃貸借で、契約の更新がなく、期間の満了により終了すること、②重説の交付が、法第38条書面の交付を兼ねること、③貸主から代理権を授与された宅建士が行う重要事項説明は、貸主の法38条第2項に基づく事前説明を兼ねること』を記載した重要事項説明を行うことにより、貸主の代理として事前説明書の交付及び事前説明を行うことが可能」である旨が示されています。

本件は、Xが説明主体として、貸主の義務である事前説明をしていないとして、本件特約は無効と判断されたものですが、上記国交省通知に照らしても、Aの本件重説記載のみでは、その要件が不足していることになります。(Xは控訴しましたが、その後、Xが立退料を支払い、Yが本件建物を明け渡すことで和解をしています。) 宅建業者及び宅建士においては、貸主の代理として、重要事項説明と兼ねて事前説明書の交付・説明を行う場合、その説明等に瑕疵があれば、定期借家契約の契約更新がない旨の特約が無効となる危険があること、そのため上記国交省通知で必要とされる手続きや記載要件は漏らしてはならないことについて、十分認識をしておく必要があります。

(一財) 不動産適正取引推進機構
メルマガ第179号「最近の判例から」転載
2021年10月1日配信

[売買契約の成立]

申込証拠金授受の時点で事実上不動産売買契約が成立したとする売主の主張を棄却した事例（東京地判　令2・6・23　ウエストロー・ジャパン）

1　事案の概要

平成30年1月9日、本件土地建物の売買について、買主X（原告、法人）は、購入価格として5,000万円の提示を、売主Y（被告、宅建業者）にしたところ、Yは、商談を開始するためには200万円の預託をするようXに申し入れた。同月10日、XとYは、預託金2百万円及び下記内容の「商談申込書・預り証書」を授受した。

＜商談申込書の概要＞

Xは次の条件で買受けを希望し、申込証拠金2百万円を添えて本書を差し入れる。

・売買価格：5千万円

・売買条件、その他の条件：別途協議

・申込証拠金取扱：成約の場合は売買代金の一部に充当、成約に至らない場合は全額無利息にて返還する。

・有効期限：2018年1月25日まで

＜預かり証書の概要＞

金2百万円本件不動産の商談申込証拠金としてお預りいたしました

・売買交渉金額：5千万円

・交渉が成立の場合：売買代金の一部に充当し、その返還はない

・交渉が不成立の場合：申込証拠金は無利息にて速やかに返還

同年7月13日、XがYに商談の前提として建物の内覧を申入れ、Yがこれを了承した。同年8月14日、Xが内覧を行ったところ、本件建物には水道が引かれていないこと、配管の経年劣化が著しく全て交換が必要な状況であることを知り、建物の改修に過大な金額が必要と判断し、その翌週、Yに買取りの断念と、申込証拠金2百万円の返還を求めた。しかしYは、2百万円は手付金として受領したなどしてその返還を拒否し、また平成30年9月5日には返金拒絶の通知書をXに送付したため、Xは申込証拠金の返還と、これに対する年6％の金員支払いを求める本件訴訟を提起した。

2　判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を認めた。

Yは平成30年1月10日に、遅くとも同月25日の経過をもって、本件不動産の売買契約が成立し、2百万円は売買契約の手付金として授受されたと主張する。しかしながら、X及びYの交渉経緯や商談申込書及び預り証書の記載内容をみると、XとYの間に成立した申込証拠金預託契約の内容を反映したものということができ、この認定を覆すに足りる事情は見当たらない。以上に加えて、不動産の売買契約では、取引対象の重要性に加え、売買代金も往々にして多額になることなどに照らして、代金支払時期や方法、権利移転の時期や危険負担など契約条件についての当事者間の合意内容を明確にすべき要請が高いことから、契約書を作成するのが通常であり、本件において敢えてこれを省く合理的な理由は見当たらないこと、Yは宅建業者であるところ、Yが売買契約成立を主張する時期に、Xに宅建業法37条1項所定の書面や、同法35条6項、1項所定の重要事項説明書を交付した形跡がないこと、YがXに平成30年9月5日付けで2百万円の返金を拒絶しているところ、その通知書においては、その理由について、同年1月末までに本契約を締結するとの約束であり、

そのために借地権者や道路所有者などと話合いをしてきたにもかかわらず、Ｘの態度がはっきりしないまま半年以上が経過したため、放置するわけにもいかず、商談申込証拠金は不動産媒介代金の一部内金として受領したなどと述べており、売買契約が成立したことを前提に２百万円を手付金として受領した旨の記載はないことなどに照らすと、ＸとＹの間で本件不動産を対象とする売買契約が成立したと認めることはできない。従って、売主の主張はいずれも採用することができず、買主の売主に対する請求は全部理由がある。

３　まとめ

不動産売買の交渉をしていたが、買主が売買契約の締結を断ったところ、売主宅建業者から「売買契約は既に成立している」、「預り金は手付金になっているから没収する」などと主張されるトラブル事例が見受けられます。宅地建物取引業法においては、契約の成立前に授受される申込金、申込証拠金、契約証拠金等は名目の如何に関わらず、預り金として取扱われ、申込者から申込みの撤回があったときに、売主宅建業者がすでに受領した預り金の返還を拒むことを禁止しており（業法第47条の２第３号、同法施行規則第16条の12第２号、解釈・運用の考え方第47条の２第３項関係）、預り金の返還を拒む行為は業法違反により行政処分の対象となります。申込みの撤回と契約の成立をめぐる関連事例としては、「売渡証明と買付証明の授受後に買主が購入を取り止めたが、証明の授受により直ちに売買契約が成立するものでないとされ、売主の売買契約成立の主張が棄却された事例」（H2・4・26大阪高裁　判例時報1383-131）、「事前調印により買主が売買契約書に記名押印後に契約をキャンセルしたが、手付金の交付がされていないこと、売主が署名押印した契約書が買主に交付されていないことなどから売買契約は成立していないとされた事例」（H21.2.19東京地裁、RETIO081-82）、「中古マンションの買主が、内金（契約着手金）振込後に購入を取り止めたが、売主は内金を返還しなかった点について、売買契約は成立していないとされ、内金の返還が認容された事例」（H26.12.18東京地裁、RETIO100-114）などがあるので参考にしてください。

（一財）不動産適正取引推進機構
メルマガ第181号「最近の判例から」
2021年12月1日配信

2021 年度定時総会（第 54 回総会）

令和 3 年 5 月 28 日（金）　秋田キャッスルホテル　放光の間

会場出席　19 名
書面表決 312 名
委任状　　14 名
合計　　344 名

提案事項

1.　2020 年度事業報告承認の件
2.　2020 年度財務諸表及び収支計算書承認の件

報告事項

1.　2021 年度事業計画報告の件
2.　2021 年度予算報告の件

要　旨

昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、総会招集通知に於いて議事の短縮を図るとともに、出席をご遠慮いただきたい旨ご案内したところ、一般会員の出席希望者なく書面表決にて定足数に足る正会員の出席で本総会が成立し、議案承認に必要な賛成の議決件数を得て終了しました。

第５回理事会・幹事会

令和 3 年 3 月 18 日（木）秋田県不動産会館
（対面及び WEB）

理事・幹事　24 名出席
監事・監査　　2 名出席

審議事項

1．2021 年度事業計画（案）及び予算（案）について
2．予算・決算の配賦率について
3．規程の一部改正（案）について
　①定款施行規則
　②ＩＴ化準備資金取扱規程

要　旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。
県の指導により会費収入及び入会金収入の配賦率が見直され、定款施行規則に盛り込むことが了承されました。IT 化準備資金は、リモート会議等に必要な機材の購入資金として全額費消されたため、引き続き上限額を定め積立を継続することとしました。

第１回理事会・幹事会

令和３年４月23日（金）秋田県不動産会館
（対面及びWEB）

理事・幹事　23名出席
監事・監査　３名出席

審議事項

１．2020年度事業報告及び決算報告について
２．規程等の一部改正（案）について
　①運用収益に係る規程の一部改正（案）について
　②特定資産の積立限度額に係る規程の一部改正（案）及びその積立期間の変更（案）について

要　旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。

運用収益の経理処理を会計基準に準拠したものに改めるとともに、建設関係費の高騰などを考慮し将来の安定財源確保のため、関連する積立金額の上限を引き上げ、積立期間を延長することが報告され了承されました。

第２回理事会・幹事会

令和３年12月２日（木）ホテルメトロポリタン秋田
（対面及びWEB）

理事・幹事　24名出席
監事・監査　２名出席

審議事項

１．2021年度上期の事業報告及び決算報告について
２．選挙管理委員会及び監事選考委員会の設置について

要　旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。

2022年度は役員改選期にあたるため、その業務を所管する特別委員会の設置及び委員の選任について会長へ一任することで了承されました。

８地区協議会別研修会

コロナ禍でデジタル化が進展する中、ＷＥＢツールなどを利用した不動産業務の最新情報を提供するため、全県一斉にライブ配信による研修会を開催しました。

開催日　　令和３年９月９日(木)

研修科目及び講師
・「ハトマークＷｅｂ書式作成システム」を用いた契約書式の作成手順
　講師：公益社団法人全国宅地建物取引業協会　事業部　係長　川島　大佑　氏
・コロナで変わる住まい探しと不動産業務のスマート化
　講師：アットホーム（株）仙台営業所　中嶋　佳奈恵　氏

会場
大館北鹿地区協議会　プラザ杉の子
能代山本地区協議会　プラザ都
男鹿南秋地区協議会　きりん亭
秋田地区協議会　　ホテルメトロポリタン秋田
本荘由利地区協議会　本荘グランドホテル
大仙地区協議会　　大曲プラザたつみ
横手地区協議会　　よこてシャイニーパレス
湯沢雄勝地区協議会　湯沢グランドホテル

全県研修会

改正法令等の最新情報啓発のため、全県一斉にライブ配信による研修会を開催しました。

開催日　　令和３年11月29日(月)

研修科目及び講師
・改正民法(債権法)施行後のトラブル事例と質問
　講師：深沢綜合法律事務所　弁護士　柴田　龍太郎　氏
・「賃貸住宅管理業者登録制度」及び「人の死の告知に関するガイドライン」の概要
　講師：涼風法律事務所　　弁護士　熊谷　則一　氏

会場
プラザ杉の子（大館市）
プラザ都（能代市）
パーティギャラリーイヤタカ（秋田市）
　※秋田地区協議会及び男鹿南秋地区協議会会員合同
本荘グランドホテル（由利本荘市）
大曲プラザたつみ（大仙市）
よこてシャイニーパレス（横手市）
湯沢グランドホテル（湯沢市）

不動産情報バラエティ
TAKKEN クエスト

コロナ禍での新しい形の不動情報の提供の場として、TV 番組「不動産情報バラエティ TAKKEN クエスト」を制作、住宅や不動産の気になるお金の話から注目の地方移住まで不動産をめぐる情報や話題を一般消費者にお届けしました。

●放送日　AAB 秋田朝日放送／令和 3 年 11 月 6 日（土）　14：30 ～ 15:00
●出　演　MC：柳瀬わかな ／ ねじ（ササキユーキ、せじも）
　　VTR ゲスト：会長　赤田英博

TAKKEN REPORT

各種お知らせ

Web 研修動画配信のご案内

宅地建物取引士及び宅地建物取引業従事者等に対する知識の向上及び宅地建物取引における紛争の未然防止を図るため、業務上参考となる研修用動画及び紙上研修を配信しています。テキストも別途ダウンロードできます。
動画をご利用いただくには、ログイン ID とパスワードの設定が必要となります。
本会ホームページのリンクバナーをクリックして受講して下さい。

不動産キャリアパーソン　受講のご案内

『不動産キャリアパーソン』は、「消費者への適切な情報提供に資する者」の証明として、全宅連が独自に認定付与する任意資格です。
宅地建物取引業に従事する者やこれから従事しようとする者、さらには不動産取引に関わる一般消費者が適正な不動産取引実務の知識を学習するための研修制度として創設されたのが「不動産キャリアサポート制度」で、その学習成果を認定するのが「不動産キャリアパーソン」資格です。
内容は、取引実務において必須である基礎知識を分かりやすく解説しており、取引の流れに沿って体系的に学習できるようまとめられております。また、その内容を具体的にイメージできるよう、インターネット上で視聴できる講義動画も用意されております。ご興味のある方は、全宅連のホームページを見られるか、本会事務局にご連絡下さい。

■受講対象
宅建業従業者、経営者、宅地建物取引士、消費者問わずどなたでも受講いただけます。
※都道府県宅建協会への新入会員は入会時義務履修（支店入会含む）

■受講料
8,800 円（税込）
※一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承ください。
※上記の金額には、通信教育費用、修了試験受験料（1 回分）、資格登録料が含まれます。

■受講の有効期間
修了試験の修了を含め、お申込み日から 12 か月（再受験含む。期間延長不可。）

■学習教材
テキスト学習とインターネットの講義動画による通信教育

◆ レインズに登録しましょう

依頼主と専属専任媒介契約を締結した場合は契約締結後５日以内に、専任媒介契約を締結した場合は契約締結後７日以内に、レインズへ物件登録することが義務付けられています。また、売主、代理及び一般媒介契約物件も登録できますのでご活用下さい。

◆ ハトマークサイト秋田へ物件情報の提供をお願いします

「ハトマークサイト秋田」の物件登録数を増やすことで、県内物件検索サイト、県内不動産情報ポータルサイトとしての有用性・利便性がより向上します。このことは、消費者の物件探しに直接貢献でき、地域の不動産業者としての信頼向上、ひいては需要喚起にもつながりますので、会員の皆さまからの物件登録をお願い致します。

◆「ハトマークサイト秋田」店舗画像登録のお願い

「ハトマークサイト秋田」では、物件情報の他、不動産会社を探すの項目で会員企業の情報提供を行っております。ネット社会に於いてＷＥＢ上での的確な情報提供は必要不可欠となっており、当協会でもその内容の充実に取り組んでおります。ハトマークサイト秋田に店舗画像を掲載されてない方は、以下の手順に於いて登録下さいますようよろしくお願い申し上げます。不明な点は事務局までお問い合わせ下さい。

■登録手順（当協会のホームページ）

※あらかじめ店舗画像をご用意下さい。

会員の皆様へ（会員ページ）		クリック
物件登録		クリック
ＩＤ 及び パスワード		入力し ログイン
ユーザー管理・設定		タブをクリック
会員店情報管理		クリック
会員店紹介 写真１	未登録	クリック
ファイル名選択	ファイルを選択	クリック
		あらかじめ保存してある画像を選択し 開く ボタンをクリック
登録		クリック
上記の画像を登録してよろしいですか？	はい	クリック
更新		クリック
はい		クリック

※写真２は、不動産会社を探すに掲載されている外観画像（写真１）がクリックされた場合、次の画面で併せて表示される画像です。外観画像（写真１）の他、会社内部画像などの掲載にご利用下さい。その他項目についても、必要に応じ登録して下さい。

◆ 免許更新

宅建業免許の有効期間の満了日の９０日前から３０日前まで

　提出期限が一日でも過ぎた場合、期間満了により従前の免許は失効となります。このことで、業務に支障をきたすばかりでなく、新たな免許取得による協会への再加入等で費用が発生することになりますので、くれぐれもご注意下さいますよう、
お願い致します。

◆ 会員名簿掲載事項に変更があった場合の（免許番号・免許年月日は除く）のお届けをお忘れなく

（「商号又は名称」・「代表者」・「事務所所在地」・「専任の宅地建物取引士」）の変更
■宅建業者名簿搭載事項変更届出書（行政提出用様式３号の４）を行政に提出のうえ、 その写しを所属地区協議会へ提出して下さい。

（「宅地建物取引士」・「従業者」）の変更
■従業者変更届出書（協会提出用紙）を所属地区協議会へ提出して下さい。

（「ＴＥＬ、ＦＡＸ」・「ＵＲＬ、Ｅ－ＭＡＩＬ」）の変更
■所属地区協議会へ連絡して下さい。

◆ 令和４年度　法定講習会のご案内

　令和４年度の法定講習会は下記の日程にて開催致します。対象の方は、是非本会が実施する法定講習会を受講されますよう、よろしくお願い致します。

開催回	開催日	対象者	会場
第１回	令和４年７月24日（日）	新規 更新（宅地建物取引士証又は取引主任者証の有効期限が平成35年１月20日までの宅地建物取引士）の方	秋田キャッスルホテル
第２回	令和４年10月30日（日）	新規 更新（宅地建物取引士証又は取引主任者証の有効期限が平成35年３月31日までの宅地建物取引士）の方	
第３回	令和５年２月12日（日）	新規 更新（宅地建物取引士証又は取引主任者証の有効期限が平成35年８月10日までの宅地建物取引士）の方	

≫ 新規の方：開催日の２ヶ月前までにご連絡下さい。
≫ 更新の方：所定の期日に講習案内を送付致します。
※新型コロナウイルス感染拡大により、実施形態が変更となる場合がございます。あらかじめご了承下さい。

◆ 災害時における民間賃貸住宅提供のお願い

平成 24 年 10 月 24 日、当協会は秋田県と「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結しております。

この協定は、大規模な災害発生時に住宅を失った被災者に対し、会員の協力により民間の賃貸住宅の提供等を行い、被災者の生活再建を支援するというものです。

本業務は、我々住まいの専門家である宅建業者にしかできない貴重な社会貢献事業です。是非とも本主旨を御理解の上、家主の方へもご説明いただき、災害時における本業務の推進にご協力をお願い致します。

Ⅰ．協定の内容

(1)秋田県は、災害が発生し必要と認める場合、当協会に対し、応急借り上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供や住宅の提供について協力を要請します。

(2)当協会は、秋田県からの要請に基づき、会員が有する応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報等の提供を行います。

Ⅱ．住宅供給の大まかな流れ

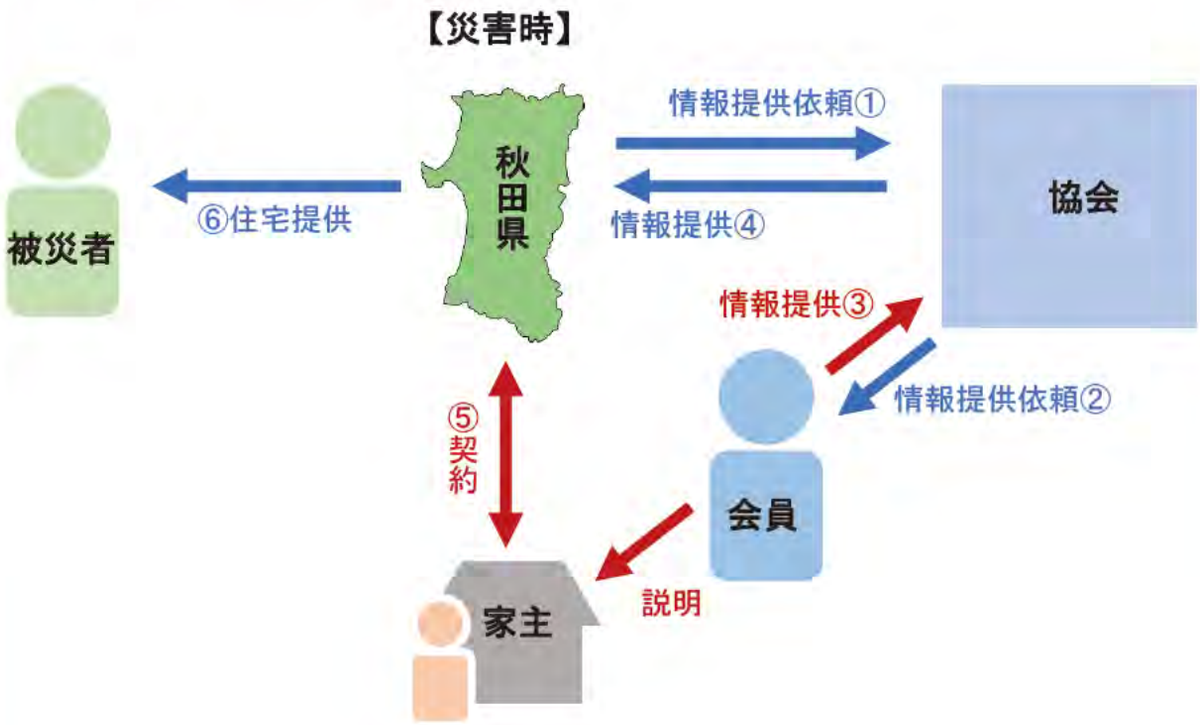

◆「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」に基づく登録のお願い（令和４年６月１５日まで）

これまでの「賃貸住宅管理業者登録規程」は令和３年６月15日をもって廃止され、新たに「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」に基づく登録制度が施行されております。

これに伴い、従前の登録規程で登録していた管理業者についても、賃貸住宅管理業を営み、その管理戸数が200戸以上の場合は改めて新規での登録が必要となります。
申請にあたっては、事前に講習を受けた「業務管理者」を配置する必要がありますので、該当する場合はお早めに講習や申請の準備をお願い致します。

※管理戸数が200戸未満の管理業者であっても、登録を受けることにより社会的信用力が高まると考えられることから、登録を受けることを推奨します。なお、管理戸数が200戸未満の管理業者にあっては、令和４年６月16日以降の申請も可能です。

登録制度の概要や申請方法等は下記のポータルサイトをご覧いただき、不明な点等のお問い合わせは下記の連絡先までお願い致します。

■賃貸住宅管理業法ポータルサイト■
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/pm_portal/

■お問い合わせ先■
国土交通省　東北地方整備局　建政部建設産業課　賃貸住宅管理業係
電　話　022-225-2171（代表）　内線　6158
メール　thr-chintai01@mlit.go.jp

理事　安藤　晃 氏
建設事業関係功労表彰受賞（国土交通大臣表彰）

安藤　晃 氏（理事）が、永年に亘り宅地建物取引業に精励するとともに、地域社会の発展に寄与したとして、令和３年建設事業関係功労表彰を受賞されました。おめでとうございました。

入会・退会・会員名簿変更情報

令和３年２月１日から
令和４年１月３１日まで

新入会員紹介

免許番号・免許年月日	秋田県知事　(１)2309　R3.1.22
商号又は名称	エコサービス(株)
代表者（政令使用人）	正木　孝輝
専任宅地建物取引士	矢作　憲市
事務所所在地	〒015-0051　由利本荘市川口字家後 78-1 吉尾ビル 1F2 号
TEL	0184-74-3761
FAX	0184-74-3766
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事　(１)2310　R3.3.16
商号又は名称	東北バルブ(株)
代表者（政令使用人）	脇屋　憲一
専任宅地建物取引士	石山　金慶
事務所所在地	〒010-0822　秋田市添川字境内川原 228-2
TEL	018-835-1139
FAX	018-834-6304
URL	
E-MAIL	estate@tohokuvalve.co.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事　(５)1725　H30.12.14
商号又は名称	(株)プライムハウス　秋田北支店
代表者（政令使用人）	佐藤　宏(藤平　隆)
専任宅地建物取引士	藤平　隆
事務所所在地	〒011-0943　秋田市土崎港南２丁目 4-30
TEL	018-853-4595
FAX	018-853-4597
URL	
E-MAIL	t-fujihira@primehouse.co.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事(１)2313　R3.5.11
商号又は名称	(有)新興技術
代表者（政令使用人）	泉谷　昭一
専任宅地建物取引士	佐々木　直樹
事務所所在地	〒014-0064　大仙市小貫高畑字中荒所 60-47
TEL	0187-63-7923
FAX	0187-63-7925
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2314　R3.5.11
商号又は名称	伊藤設計スタイル（株）
代表者（政令使用人）	伊藤　博文
専任宅地建物取引士	伊藤　未遊
事務所所在地	〒014-0045　大仙市大曲若葉町 2-58
TEL	0187-62-1005
FAX	0187-62-1046
URL	https://www.itou-sekkei.jp
E-MAIL	contact@itou-sekkei.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2315　R3.5.14
商号又は名称	（株）イエスコ
代表者（政令使用人）	沼澤　裕明
専任宅地建物取引士	沼澤　裕明
事務所所在地	〒012-0815　湯沢市古館町 8-80　ノールセレスト1F
TEL	0183-56-8177
FAX	0183-56-8166
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2316　R3.6.8
商号又は名称	（有）ファリット・オート・トレーディング
代表者（政令使用人）	ファリットアーマットアブドルホセイン
専任宅地建物取引士	アーマット可奈子
事務所所在地	〒018-4301　北秋田市米内沢字長野沢 127-3
TEL	0186-72-9022
FAX	0186-48-3568
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2317　R3.6.21
商号又は名称	WOODY
代表者（政令使用人）	吉田　香織
専任宅地建物取引士	吉田　香織
事務所所在地	〒010-0201　潟上市天王字上江川 47-433
TEL	018-802-0663
FAX	018-802-0663
URL	
E-MAIL	woody.woddy@outlook.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2318　R3.6.23
商号又は名称	（株）山脇組
代表者（政令使用人）	山脇　幹
専任宅地建物取引士	柴田　昇作
事務所所在地	〒012-0825　湯沢市北荒町 2-14
TEL	0183-73-3201
FAX	0183-72-0711
URL	http://yamawakigumi.co.jp/
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2319　R3.8.31
商号又は名称	ミライズハウス
代表者（政令使用人）	石川　斉寛
専任宅地建物取引士	石川　斉寛
事務所所在地	〒015-0075　由利本荘市花畑町 3-2
TEL	0184-74-8167
FAX	0184-74-8168
URL	
E-MAIL	info@miraiz-house.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2321　R3.9.15
商号又は名称	（株）ヨコヤマコーポレーション
代表者（政令使用人）	横山　真司
専任宅地建物取引士	石塚　孝文
事務所所在地	〒010-1406　秋田市上北手猿田字篠田台 96
TEL	018-889-8377
FAX	018-889-8378
URL	https://www.y-co.net/
E-MAIL	info@y-co.net

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2322　R3.11.3
商号又は名称	（株）house neo
代表者（政令使用人）	田口　孝洋
専任宅地建物取引士	奈良　美香子
事務所所在地	〒010-0041　秋田市広面字樋ノ沖 78-2
TEL	018-827-6975
FAX	018-827-6976
URL	
E-MAIL	

免許番号・免許年月日	秋田県知事（1）2324　R3.12.24
商号又は名称	(株)田村建築
代表者（政令使用人）	田村　正男
専任宅地建物取引士	和田　洋樹
事務所所在地	019-2335　大仙市強首字上野台 147-4
TEL	0187-78-1266
FAX	0187-78-1277
URL	https://www.tamura-kenchiku.jp
E-MAIL	Info @ tamura-kenchiku.jp

退会報告

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会年月日	退会理由
能代山本	(2)2182	(株) 町家工房	日沼　友明	R3.8.31	廃止
秋田	(8)1309	(株) 長谷駒組	長谷川尚造	R3.2.28	廃止
秋田	(8)1295	ケン・ランド (有)	加藤　健二	R3.9.27	廃止
秋田	(5)1694	(有) 宝島	松本　正一	R3.10.6	廃止
秋田	(4)1829	インク (株)	川原田　肇	R3.11.10	期間満了
秋田	(13)609	藤友商事 (株)	加藤　一貫	R3.9.10	廃止
秋田	(3)2081	(株) PMC	佐藤　俊誉	R3.11.30	廃止
秋田	(5)1660	(有) 田崎建設	田崎　香	R3.12.24	廃止
秋田	(7)1423	不動産プラザ	清瀧セツ子	R4.1.19	期間満了
本荘由利	(4)1853	(株) 羽田	煤賀　初	R3.3.31	廃止
大仙	(9)1203	(株) 秋田総合建設センター	田仲　清	R3.3.22	廃止
大仙	(7)1455	(資) 荒屋鋪物産	佐藤真智子	R3.5.31	廃止

支店の廃止

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会理由
秋田	北海道 (5)5676	(株) フナコシヤ東北支店	船越谷義之 (船越谷一郎)	R3.2.28

会員名簿の変更等

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
大館北鹿	㈲ホテヤ不動産	従業者姓名	山内　望美 (旧姓　米田)	18
大館北鹿	㈱太陽地所	代表者	熊谷　慎二 (退)　佐々木　幸成 (就)	26
能代山本	高田住宅工業㈱	従業者	北川　渉 (就)　丹波　優希 (就)	28
能代山本	㈱サンワ興建	専任宅地建物取引士	出川　圭輔 (退)　野村　祐樹 (秋田) 3340 (就)	28
能代山本	朝日綜合㈱ アパマンショップ　能代店	従業者	大槻　美由紀 (退)	33
男鹿南秋	天喜建設㈱	従業者	佐藤　崇明 (就)	36
男鹿南秋	㈱秀和住建　秋田支店	所在地 TEL FAX	018-1401　潟上市昭和大久保字北野細谷道沿 72-167 018-855-5333 018-855-5335	42
秋田	秋田共立㈱	従業者	野沢　郁恵 (就)	44
秋田	㈲佐幸不動産商事	従業者	佐藤　哲平 (退)	44

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋　田	㈱むつみワールド	従　業　者	山本　竜大（就）　佐々木　斐裕（退）	44
秋　田	㈲三陽地所	従　業　者	木村　閏子（退）	45
秋　田	㈱ノーベル不動産	従　業　者	佐々木　美海（就）　石塚　望愛（退）	46
秋　田	秋田林業ホーム㈱	宅地建物取引士	河本　厚徳（秋田）2609（就）	47
秋　田	㈱秋田住宅流通センター	宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃 〃	山村　亮太(退)池部　大(秋田)4409(就/駅東口店より) 小野　嘉樹（退）高橋　大夢（退）門脇　夕子（退） 森川　淳元（就）柏崎　扇里（就）大門　茂雄（就） 石川　璃沙（就/有楽町店より）田村　総雄（就） 藤田　昭夫（就）	48
秋　田	㈲ミユキ建装企画	従　業　者	高橋　恵子（就）	48
秋　田	秋田大学生活協同組合	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃	三船　陽一(退)　佐々木　麻美(秋田)4596(就/従業者退) 瀬川　諒（専任のみ退） 瀬川　諒（就） 佐々木　麻美(退/専任取引士へ)　山口　美咲(退) 花塚　麻妃（就）信太　知子（就）三浦　路子（就） 米屋　靖子（就）松村　千秋（就）	49
秋　田	㈱ランデックビル開発	専任宅地建物取引士 従　業　者	平川　富雄（秋田）4632（就/従業者退） 澤村　歩美（退）平川　富雄（退/専任取引士就）	49
秋　田	㈲北久ホーム	従　業　者	加藤　健太（退）古儀　弘（就）	50
秋　田	㈲川光	所　在　地 T　E　L F　A　X	〒010-0821　秋田市濁川字菅場3-28 018-893-3105 018-893-3106	50
秋　田	パルス不動産	従　業　者	杉山　香澄（就）	50
秋　田	㈱財産コンサルティング	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 〃 従　業　者	木元　亜紀(専任のみ退)　渡邊　晋(専任のみ退) 木曽　七恵（就/宅建士退） 木曽　七恵（退/専任宅建士就）　渡邊　晋(就) 木元　亜紀(就/専任のみ退) 木村　恵多（退）遠田　華子（退）	51
秋　田	㈲ローヤル不動産	従　業　者	谷口　智子（退）	52
秋　田	㈱プライムハウス	専任宅地建物取引士 〃 従　業　者 〃 〃 〃	柏倉　量典(退/由利本荘支店へ) 籠谷　祐太(秋田)4635(就/従業者より) 大沼　賢史（就）鈴木　凌（退）中村　慎吾(退) 伊藤　勇琉（退）籠谷 祐太(退/専任宅建士へ) 佐野 真葵恵(退/県南支店へ)　近藤　真一郎（就） 杉山　江梨子(就/由利本荘支店より)	52
秋　田	㈲大建	E - M A I L	Info @ daiken1.com	53
秋　田	㈱東徳	代　表　者 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従　業　者	川邉勘太郎(退)川邉　一徳（就） 川邉勘太郎(退)川邉　一徳(就/宅地建物取引士より) 川邉　一徳（退/専任宅建士へ） 川邉　貞子（退）	53
秋　田	㈲アスポート	宅地建物取引士 従　業　者	髙橋　愛（秋田）4633（就/従業者より） 髙橋　愛（退/宅建士へ）	54
秋　田	㈲ｴﾙ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ	従　業　者	佐々木　あゆみ（退）	54
秋　田	㈲みどりや不動産	従　業　者	小玉　映子（退）　猪股　知（就）	55
秋　田	秋田第一不動産センター㈱	従　業　者	松村　幸恵（退）	56
秋　田	㈱実創企画	従　業　者	斉藤　清（退）　堀江　純一（就）	57
秋　田	加藤建設㈱	従　業　者	加藤　末廣（就）	58

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋田	山二建設資材㈱	従業者	渡邊　純（就）笹渕　郁恵（就）	58
秋田	㈲トータルホームサービス	所在地 TEL FAX	010-0973　秋田市八橋本町２丁目 11-7 018-874-8337 018-874-8268	59
秋田	㈱創造舎	専任宅地建物取引士	根守　祥江（退）　今井　勇（秋田）729（就）	60
秋田	リネシス㈱	従業者	平田　貞弘（就）	60
秋田	㈱鈴兼工務店	所在地 TEL FAX	秋田市仁井田本町６丁目１－５６ 018-874-7580 018-874-7582	62
秋田	朝日綜合㈱ アパマンショップ　秋田泉店 〃　山王店	政令使用人 専任宅地建物取引士 従業者 〃 専任宅地建物取引士 従業者 〃	鈴石　浩平（退 / 従業者へ）　川邉　絵美（就） 櫻井　翔（退）　川邉　絵美（秋田）3894（就） 鈴木　里美（退）　伊藤　友紀（退）中島　純子（退） 鈴石　浩平（就 / 政令使用人より）　小野寺　明子（就） 熊谷　淳一（秋田）4413（就） 佐藤　亮（退 / 横手店へ）　加藤　優依（就） 佐々木　義嵩（就）	65
秋田	㈱秋田住宅流通センター 秋田中央店 泉店 駅東口店 有楽町店	宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 従業者	佐藤　尚（退 / 泉店へ）新林（三浦）風香（退 / 有楽町店へ） 高橋　恭平（退 / 駅東口店へ） 佐藤　尚（就 / 秋田中央店より） 池部　大（退 / 本店へ） 高橋　恭平（就 / 秋田中央店より） 三浦　風香（秋田）4618（就 / 秋田中央店より） 石川　璃沙（退 / 本店へ）	65 66
秋田	㈱サンコーホーム　秋田店	従業者	杉本　太一（退）　伊藤　健吾（就）	67
秋田	朝日レジデンシャル㈱ 秋田支店	政令使用人 専任宅地建物取引士	川邉　絵美（退）櫻井　翔（就） 川邉　絵美（退）櫻井　翔（秋田）4449（就）	67
秋田	ダイワハウス工業㈱ 北東北支社　秋田営業所	宅地建物取引士	石倉　英樹（退）石黒　大樹（退）	69
秋田	㈱ハシモトホーム　秋田支店	政令使用人 宅地建物取引士 〃 従業者	近藤　真一郎（退）柏村　卓嗣（就） 小野　健児（秋田）4169（就 / 従業者より） 阿部　良之（秋田）3886（就） 小野　健児（退 / 取引士へ）熊野　雅勝（就）	70
秋田	FRE ｱｯｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱ 秋田営業所	宅地建物取引士	渡邊　康雄（秋田）4507（就）	70
秋田	タマホーム㈱　秋田店	専任宅地建物取引士	櫻庭　真理子（退）佐々木　洋介（秋田）4540（就）	71
秋田	㈱秀和住建　秋田支店	移転	男鹿南秋地区協議会（潟上市）へ	71
秋田	㈱土屋ホーム　秋田支店	従業者	江口　将人（退）坂本　隆博（就）高橋　翔也（就）	72
本荘由利	㈱文化地所	代表者 従業者	山田　茂雄（退）山田　誠一（就） 石川　裕土（退）	74
本荘由利	伊藤建友㈱	宅地建物取引士	阿部　富二男（退）	74
本荘由利	㈱すまいえ不動産	従業者	プラント　美佳（就）	76
本荘由利	菊吉建設㈱	従業者	酒田　和子（退）　菊地　光恵（就）	76
本荘由利	みなみ不動産	所在地	にかほ市平沢字清水尻 109 番 10	76
本荘由利	㈱親和エステート不動産	従業者	佐藤　美里（退）	77
本荘由利	朝日綜合㈱ アパマンショップ　本荘店	専任宅地建物取引士 従業者	今野　春樹（退）　大友　剛（秋田）4290（就 / 大曲店より） 高橋　奈緒美（退）佐々木　恵（就）	79
本荘由利	㈱プライムハウス 由利本荘支店	専任宅地建物取引士 従業者	柏倉　量典（秋田）3945（就 / 本店より） 杉山　江梨子（退 / 本店へ）	79

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿
大　仙	ビックバウ㈱	従　業　者	佐藤　純子（退）	82
大　仙	㈱建匠	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士	和泉　徹(退)　和泉　友香(秋田)3081(就/従業者より) 今野　誠徳（秋田）2338（就）	82
大　仙	朝日綜合㈱ アパマンショップ　大曲店	専任宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃	大友　剛（退）　旭谷　清孝　（秋田）1806(就) 藤田　明子（退）　最上　博（退/横手店へ） 小松　れな（退/横手店へ） 小松　大祐(就)　渡辺　光希(就)　畠山　奈央(就)	88
大　仙	㈱プライムハウス　県南支店	従　業　者	佐野 真葵恵(就/本店より)	88
大　仙	㈱ハシモトホーム　大仙支店	支店名称 所在地 TEL FAX	(株)ハシモトホーム　大仙支店 〒014-0021　大仙市福田町7-15 0187-73-7881 0187-73-7882	89
横　手	㈲加藤不動産	従　業　者	加藤　智久（退）	92
横　手	朝日綜合㈱	従　業　者	熊谷　剛(記載)　佐藤　稔一(記載)寺田　航太(記載)	92
横　手	㈱サンコーホーム	従　業　者	後藤　新平（記載）	93
横　手	朝日レジデンシャル㈱	専任宅地建物取引士 従　業　者	旭谷　清孝（退）　熊谷　塁（秋田）4450（就） 小杉亜希子（退）	94
横　手	㈲TAKAAI　CORPORATION　INC.	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士	香坂　真央(専任のみ退)髙橋　喜久雄(秋田)4615(就) 香坂　真央（就）	93
横　手	朝日綜合㈱ アパマンショップ　横手店	専任宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃	鈴木　広美（退） 高橋　由記子（退）　泉　和瑠和（退） 小松　れな(就/大曲店より)　最上　博(就/大曲店より) 佐藤　亮（就/山王店より）　奥山　達也（就）	97
横　手	㈱ハシモトホーム　横手支店	移転・支店名称	㈱ハシモトホーム　大仙支店（大仙地区協議会）へ	98

会員数

令和4年1月31日現在

	大館北鹿	能代山本	男鹿南秋	秋　田	本荘由利	大　仙	横　手	湯沢雄勝	合　計
正会員	47	29	28	200	40	52	35	20	451
準会員	3	2	1	34	2	6	5	0	53
計	50	31	29	234	42	58	40	20	504

秋田レインズ物件種類別在庫数

（令和3年2月1日～12月31日）

売買物件

単位：件

	R3. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	1,364	1,355	1,270	1,292	1,257	1,300	1,247	1,230	1,205	1,210	1,220
売買新規登録数	209	201	263	180	267	157	183	262	186	178	181
（前年同月登録数）	238	283	258	243	264	286	206	246	328	257	205
（土　　地）	149	113	173	120	159	93	98	182	119	116	111
（戸　　建）	48	72	72	46	77	47	63	66	52	46	55
（マンション）	3	6	11	7	20	7	12	6	9	6	7
（事　業　用）	9	10	7	7	11	10	10	8	6	10	8
当月成約数	39	43	54	53	53	49	30	53	53	49	32
（土　　地）	21	16	21	30	27	19	14	24	21	24	12
（戸　　建）	12	27	30	18	23	28	15	19	26	19	19
（マンション）	3	0	2	3	3	0	0	8	3	4	1
（事　業　用）	3	0	1	2	0	2	1	2	3	2	0
当月取下げ・削除	179	243	187	162	171	161	170	234	128	119	174
（土　　地）	124	163	125	110	104	119	115	169	90	69	134
（戸　　建）	42	68	50	38	53	30	41	50	27	37	29
（マンション）	5	2	5	7	9	6	5	4	2	9	7
（事　業　用）	8	10	7	7	5	6	9	11	9	4	4
売買当月末在庫数	1,355	1,270	1,292	1,257	1,300	1,247	1,230	1,205	1,210	1,220	1,195
（前年同月末在庫数）	1,436	1,412	1,426	1,410	1,417	1,453	1,404	1,339	1,395	1,425	1,399
（土　　地）	950	884	911	891	919	874	843	832	840	863	828
（戸　　建）	327	304	296	286	287	276	283	280	279	269	276
（マンション）	33	37	41	38	46	47	54	48	52	45	44
（事　業　用）	45	45	44	42	48	50	50	45	39	43	47

賃貸物件

単位：件

	R3. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	580	573	523	487	506	501	489	495	500	481	494
売買新規登録数	208	235	154	162	182	157	129	132	130	146	129
（前年同月登録数）	252	277	218	159	215	142	154	114	218	169	140
（土　　地）	2	1	2	4	2	0	1	0	0	3	1
（戸　　建）	22	33	22	24	18	23	20	13	15	21	19
（マンション）	176	181	118	112	144	118	93	107	101	110	99
（事　業　用）	8	20	12	22	18	16	15	12	14	12	10
当月成約数	61	110	46	34	50	38	33	44	32	45	29
（土　　地）	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
（戸　　建）	11	15	11	5	9	6	8	6	8	8	5
（マンション）	46	89	31	26	37	30	20	32	19	32	22
（事　業　用）	4	6	4	3	4	2	5	4	5	4	2
当月取下げ・削除	154	175	144	109	137	131	90	83	117	88	139
（土　　地）	0	0	1	2	3	1	2	1	0	2	1
（戸　　建）	15	20	16	14	20	20	9	6	10	11	18
（マンション）	127	139	117	78	102	102	65	68	103	64	105
（事　業　用）	12	16	10	15	12	8	14	8	4	11	15
売買当月末在庫数	573	523	487	506	501	489	495	500	481	494	455
（前年同月末在庫数）	687	631	661	604	639	638	612	546	599	615	571
（土　　地）	10	11	12	14	13	12	11	8	8	8	8
（戸　　建）	50	48	43	48	37	34	37	38	35	37	33
（マンション）	406	359	329	337	342	328	336	343	322	336	308
（事　業　用）	107	105	103	107	109	115	111	111	116	113	106

※令和４年１月分は、統計情報調整中により掲載できませんでした。

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋田	山二建設資材㈱	従業者	渡邊　純（就）笹渕　郁恵（就）	58
秋田	㈲トータルホームサービス	所在地 TEL FAX	010-0973　秋田市八橋本町２丁目 11-7 018-874-8337 018-874-8268	59
秋田	㈱創造舎	専任宅地建物取引士	根守　祥江（退）　今井　勇（秋田）729（就）	60
秋田	リネシス㈱	従業者	平田　貞弘（就）	60
秋田	㈱鈴兼工務店	所在地 TEL FAX	秋田市仁井田本町６丁目１－５６ 018-874-7580 018-874-7582	62
秋田	朝日綜合㈱ アパマンショップ　秋田泉店 〃　山王店	政令使用人 専任宅地建物取引士 従業者 〃 専任宅地建物取引士 従業者 〃	鈴石　浩平（退 / 従業者へ）　川邉　絵美（就） 櫻井　翔（退）　川邉　絵美（秋田）3894（就） 鈴木　里美（退）　伊藤　友紀（退）中島　純子（退） 鈴石　浩平（就 / 政令使用人より）　小野寺　明子（就） 熊谷　淳一（秋田）4413（就） 佐藤　亮（退 / 横手店へ）　加藤　優依（就） 佐々木　義嵩（就）	65
秋田	㈱秋田住宅流通センター 秋田中央店 泉店 駅東口店 有楽町店	宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 従業者	佐藤　尚（退 / 泉店へ）新林（三浦）風香（退 / 有楽町店へ） 高橋　恭平（退 / 駅東口店へ） 佐藤　尚（就 / 秋田中央店より） 池部　大（退 / 本店へ） 高橋　恭平（就 / 秋田中央店より） 三浦　風香（秋田）4618（就 / 秋田中央店より） 石川　璃沙（退 / 本店へ）	65 66
秋田	㈱サンコーホーム　秋田店	従業者	杉本　太一（退）　伊藤　健吾（就）	67
秋田	朝日レジデンシャル㈱ 秋田支店	政令使用人 専任宅地建物取引士	川邉　絵美（退）櫻井　翔（就） 川邉　絵美（退）櫻井　翔（秋田）4449（就）	67
秋田	ダイワハウス工業㈱ 北東北支社　秋田営業所	宅地建物取引士	石倉　英樹（退）石黒　大樹（退）	69
秋田	㈱ハシモトホーム　秋田支店	政令使用人 宅地建物取引士 〃 従業者	近藤　真一郎（退）柏村　卓嗣（就） 小野　健児（秋田）4169（就 / 従業者より） 阿部　良之（秋田）3886（就） 小野　健児（退 / 取引士へ）熊野　雅勝（就）	70
秋田	FRE ｱｯｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱ 秋田営業所	宅地建物取引士	渡邊　康雄（秋田）4507（就）	70
秋田	タマホーム㈱　秋田店	専任宅地建物取引士	櫻庭　真理子（退）佐々木　洋介（秋田）4540（就）	71
秋田	㈱秀和住建　秋田支店	移転	男鹿南秋地区協議会（潟上市）へ	71
秋田	㈱土屋ホーム　秋田支店	従業者	江口　将人（退）坂本　隆博（就）高橋　翔也（就）	72
本荘由利	㈱文化地所	代表者 従業者	山田　茂雄（退）山田　誠一（就） 石川　裕土（退）	74
本荘由利	伊藤建友㈱	宅地建物取引士	阿部　富二男（退）	74
本荘由利	㈱すまいえ不動産	従業者	プラント　美佳（就）	76
本荘由利	菊吉建設㈱	従業者	酒田　和子（退）　菊地　光恵（就）	76
本荘由利	みなみ不動産	所在地	にかほ市平沢字清水尻 109 番 10	76
本荘由利	㈱親和エステート不動産	従業者	佐藤　美里（退）	77
本荘由利	朝日綜合㈱ アパマンショップ　本荘店	専任宅地建物取引士 従業者	今野　春樹（退）　大友　剛（秋田）4290（就 / 大曲店より） 高橋　奈緒美（退）佐々木　恵（就）	79
本荘由利	㈱プライムハウス 由利本荘支店	専任宅地建物取引士 従業者	柏倉　量典（秋田）3945（就 / 本店より） 杉山　江梨子（退 / 本店へ）	79

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋　田	㈱むつみワールド	従　業　者	山本　竜大（就）　佐々木　斐裕（退）	44
秋　田	㈲三陽地所	従　業　者	木村　閏子（退）	45
秋　田	㈱ノーベル不動産	従　業　者	佐々木　美海（就）　石塚　望愛（退）	46
秋　田	秋田林業ホーム㈱	宅地建物取引士	河本　厚徳（秋田）2609（就）	47
秋　田	㈱秋田住宅流通センター	宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃 〃	山村　亮太(退)池部　大(秋田)4409(就/駅東口店より) 小野　嘉樹（退）高橋　大夢（退）門脇　夕子（退） 森川　淳元（就）柏崎　扇里（就）大門　茂雄（就） 石川　璃沙（就/有楽町店より）田村　総雄（就） 藤田　昭夫（就）	48
秋　田	㈲ミユキ建装企画	従　業　者	高橋　恵子（就）	48
秋　田	秋田大学生活協同組合	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 従　業　者 〃 〃	三船　陽一(退)　佐々木　麻美(秋田)4596(就/従業者退) 瀬川　諒（専任のみ退） 瀬川　諒（就） 佐々木　麻美(退/専任取引士へ)　山口　美咲(退) 花塚　麻妃（就）信太　知子（就）三浦　路子（就） 米屋　靖子（就）松村　千秋（就）	49
秋　田	㈱ランデックビル開発	専任宅地建物取引士 従　業　者	平川　富雄（秋田）4632（就/従業者退） 澤村　歩美（退）平川　富雄（退/専任取引士就）	49
秋　田	㈲北久ホーム	従　業　者	加藤　健太（退）古儀　弘（就）	50
秋　田	㈲川光	所　在　地 T　E　L F　A　X	〒010-0821　秋田市濁川字菅場3-28 018-893-3105 018-893-3106	50
秋　田	パルス不動産	従　業　者	杉山　香澄（就）	50
秋　田	㈱財産コンサルティング	専任宅地建物取引士 〃 宅地建物取引士 〃 従　業　者	木元　亜紀(専任のみ退)　渡邊　晋(専任のみ退) 木曽　七恵（就/宅建士退） 木曽　七恵（退/専任宅建士就）　渡邊　晋(就) 木元　亜紀(就/専任のみ退) 木村　恵多（退）遠田　華子（退）	51
秋　田	㈲ローヤル不動産	従　業　者	谷口　智子（退）	52
秋　田	㈱プライムハウス	専任宅地建物取引士 〃 従　業　者 〃 〃 〃	柏倉　量典(退/由利本荘支店へ) 籠谷　祐太(秋田)4635(就/従業者より) 大沼　賢史（就）鈴木　凌（退）中村　慎吾(退) 伊藤　勇琉（退）籠谷 祐太(退/専任宅建士へ) 佐野 真葵恵(退/県南支店へ)　近藤　真一郎（就） 杉山　江梨子(就/由利本荘支店より)	52
秋　田	㈲大建	E - M A I L	Info @ daiken1.com	53
秋　田	㈱東徳	代　表　者 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従　業　者	川邉勘太郎(退)川邉　一徳（就） 川邉勘太郎(退)川邉　一徳(就/宅地建物取引士より) 川邉　一徳（退/専任宅建士へ） 川邉　貞子（退）	53
秋　田	㈲アスポート	宅地建物取引士 従　業　者	髙橋　愛（秋田）4633（就/従業者より） 髙橋　愛（退/宅建士へ）	54
秋　田	㈲ｴﾙ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ	従　業　者	佐々木　あゆみ（退）	54
秋　田	㈲みどりや不動産	従　業　者	小玉　映子（退）　猪股　知（就）	55
秋　田	秋田第一不動産センター㈱	従　業　者	松村　幸恵（退）	56
秋　田	㈱実創企画	従　業　者	斉藤　清（退）　堀江　純一（就）	57
秋　田	加藤建設㈱	従　業　者	加藤　末廣（就）	58

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋田	山二建設資材㈱	従業者	渡邊　純（就）笹渕　郁恵（就）	58
秋田	㈲トータルホームサービス	所在地 TEL FAX	010-0973　秋田市八橋本町２丁目 11-7 018-874-8337 018-874-8268	59
秋田	㈱創造舎	専任宅地建物取引士	根守　祥江（退）　今井　勇（秋田）729（就）	60
秋田	リネシス㈱	従業者	平田　貞弘（就）	60
秋田	㈱鈴兼工務店	所在地 TEL FAX	秋田市仁井田本町６丁目１－５６ 018-874-7580 018-874-7582	62
秋田	朝日綜合㈱ アパマンショップ　秋田泉店 〃　山王店	政令使用人 専任宅地建物取引士 従業者 〃 専任宅地建物取引士 従業者 〃	鈴石　浩平（退 / 従業者へ）　川邉　絵美（就） 櫻井　翔（退）　川邉　絵美（秋田）3894（就） 鈴木　里美（退）　伊藤　友紀（退）中島　純子（退） 鈴石　浩平（就 / 政令使用人より）　小野寺　明子（就） 熊谷　淳一（秋田）4413（就） 佐藤　亮（退 / 横手店へ）　加藤　優依（就） 佐々木　義嵩（就）	65
秋田	㈱秋田住宅流通センター 秋田中央店 泉店 駅東口店 有楽町店	宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者 宅地建物取引士 従業者	佐藤　尚（退 / 泉店へ）新林（三浦）風香（退 / 有楽町店へ） 高橋　恭平（退 / 駅東口店へ） 佐藤　尚（就 / 秋田中央店より） 池部　大（退 / 本店へ） 高橋　恭平（就 / 秋田中央店より） 三浦　風香（秋田）4618（就 / 秋田中央店より） 石川　璃沙（退 / 本店へ）	65 66
秋田	㈱サンコーホーム　秋田店	従業者	杉本　太一（退）　伊藤　健吾（就）	67
秋田	朝日レジデンシャル㈱ 秋田支店	政令使用人 専任宅地建物取引士	川邉　絵美（退）櫻井　翔（就） 川邉　絵美（退）櫻井　翔（秋田）4449（就）	67
秋田	ダイワハウス工業㈱ 北東北支社　秋田営業所	宅地建物取引士	石倉　英樹（退）石黒　大樹（退）	69
秋田	㈱ハシモトホーム　秋田支店	政令使用人 宅地建物取引士 〃 従業者	近藤　真一郎（退）柏村　卓嗣（就） 小野　健児（秋田）4169（就 / 従業者より） 阿部　良之（秋田）3886（就） 小野　健児（退 / 取引士へ）熊野　雅勝（就）	70
秋田	FRE ｱｯｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱ 秋田営業所	宅地建物取引士	渡邊　康雄（秋田）4507（就）	70
秋田	タマホーム㈱　秋田店	専任宅地建物取引士	櫻庭　真理子（退）佐々木　洋介（秋田）4540（就）	71
秋田	㈱秀和住建　秋田支店	移転	男鹿南秋地区協議会（潟上市）へ	71
秋田	㈱土屋ホーム　秋田支店	従業者	江口　将人（退）坂本　隆博（就）高橋　翔也（就）	72
本荘由利	㈱文化地所	代表者 従業者	山田　茂雄（退）山田　誠一（就） 石川　裕土（退）	74
本荘由利	伊藤建友㈱	宅地建物取引士	阿部　富二男（退）	74
本荘由利	㈱すまいえ不動産	従業者	プラント　美佳（就）	76
本荘由利	菊吉建設㈱	従業者	酒田　和子（退）　菊地　光恵（就）	76
本荘由利	みなみ不動産	所在地	にかほ市平沢字清水尻 109 番 10	76
本荘由利	㈱親和エステート不動産	従業者	佐藤　美里（退）	77
本荘由利	朝日綜合㈱ アパマンショップ　本荘店	専任宅地建物取引士 従業者	今野　春樹（退）　大友　剛（秋田）4290（就 / 大曲店より） 高橋　奈緒美（退）佐々木　恵（就）	79
本荘由利	㈱プライムハウス 由利本荘支店	専任宅地建物取引士 従業者	柏倉　量典（秋田）3945（就 / 本店より） 杉山　江梨子（退 / 本店へ）	79

「住まう」に、寄りそう。
全宅管理

入会のご案内

賃貸管理業を強力にサポート“全宅管理”

業界最大の組織力！

賃貸管理業法の成立で全宅管理への関心と期待が高まっています！

入会特典 全5種プレゼント中！

2022年3月31日入会受付分まで

- 特典1 「賃貸不動産管理業務マニュアル」
- 特典2 「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」
- 特典3 「間取りクラウド」(間取り図作成ソフト)
- 特典4 「ひな形Bank」(販売図面・チラシ等作成ソフト)

さらに

「全宅管理フラッグ」贈呈中！

事業のご案内

全宅連が母体となり設立された（一社）全国賃貸不動産管理業協会（通称「全宅管理」）は、「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

業務支援事業
弁護士による電話法律相談

業務支援事業
250種以上！賃貸管理関係書式ダウンロード

業務支援事業
全宅管理クラウド型賃貸管理ソフト

情報配信事業
会報誌・メールマガジン オーナー通信 等による情報提供

知識啓発事業
会員研修 インターネットセミナー

その他の事業
「賃貸管理業賠償責任保険」
他にも募集提案、入居審査から退去時まで実務で使えるサポート事業を会員特別価格等でご用意しております。

■ ご入会の手続き

1）裏面の入会申込書に必要事項を記入いただき、協会宛に郵送またはファックス（FAX：03-5821-7330）にてご送付ください。
2）入会申込書の到着が当協会にて確認できましたら、当協会より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

■ **入会金** 20,000円　**年会費** 24,000円（月額2,000円×12ヶ月分）

宅建協会新入会員　応援プロジェクト！
2021年度中に宅建協会に新規入会された会員が、入会日から1年以内に本会に入会すると**入会金**が**無料**となります。

宅建協会現会員　全宅管理サポーター制度！
2021年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に、入会申込書を提出すると**入会金**が**無料**となります。

ハトマークグループ
一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会　〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
TEL:03-3865-7031　FAX:03-5821-7330　HP:https://chinkan.jp/　e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 で検索

AKITA TAKKEN